

令和6年第2回邑楽町議会定例会議事日程第2号

令和6年6月11日（火曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（14名）

1 番	山 本 裕 子	議員	2 番	三ツ村 由 紀	議員
3 番	武 井 清 二	議員	4 番	新 村 貴 紀	議員
5 番	神 山 均	議員	6 番	蟹 和 孝 一	議員
7 番	佐 藤 富 代	議員	8 番	小久保 隆 光	議員
9 番	黒 田 重 利	議員	10 番	瀬 山 登	議員
11 番	松 島 茂 喜	議員	12 番	塩 井 早 苗	議員
13 番	原 義 裕	議員	14 番	松 村 潤	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

橋 本 光 規	町 長
関 口 春 彦	副 町 長
小 林 淳 一	教 育 長
石 原 光 浩	総 務 課 長
齊 藤 順 一	財 政 課 長
小 沼 勇 人	企 画 課 長
横 山 淳 一	税 務 課 長
山 口 哲 也	住 民 保 険 課 長
金 子 佐 知 枝	福 祉 介 護 課 長
田 中 敏 明	健 康 づ くり 課 長
川 島 隆 史	子 ども 支 援 課 長
金 井 孝 浩	農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
小 島 拓	商 工 振 興 課 長
新 島 輝 之	都 市 計 画 課 長
野 中 和 也	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
松 崎 澄 子	学 校 教 育 課 長
藤 田 和 良	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

中	繁	正	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開議の宣告

○黒田重利議長 これより本日の会議を開きます。

〔午前10時01分 開議〕

◎一般質問

○黒田重利議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 蟹 和 孝 一 議 員

○黒田重利議長 6番、蟹和孝一議員。

〔6番 蟹和孝一議員登壇〕

○6番 蟹和孝一議員 皆さん、おはようございます。議席番号6番の蟹和孝一です。通告のとおり質問いたします。よろしくお願いします。

今日皆さんとこの議場で対面するのは、私は3か月ぶりということなのですが、何か早いかなと思っています。もう3か月も過ぎたのかなという気持ちなのですが、それで少し振り返ってみたいかなと思うのですが、日本中にあの衝撃が走った年明けから半年余り、もう入梅の季節になったのです。何かマラソンでいうと折り返し地点というか、言い換えると今年もあと6か月余り、本当に早いのです。まさに光陰矢のごとしということなのだと思うのですが、毎日が矢を放ったように日々過ぎていくということなのでしょうけれども、人の受け止め方はそれぞれかなと思うのですが、私もそんな思いをしながら、日々1日を大事に大事に、本当に大切に暮らしていく、生きていかなければなと思っていますところでもあります。

それでは、質問に入りたいと思います。今日お尋ねしたいのは、タイトルにありますように単身高齢者の支援についてお尋ねをしていきたいと思っています。まず、少子高齢化の波とともに、増え続けていく高齢者なのですが、中でも単身高齢者は親族の助けが及ばず、生活全般に対する深刻化の度合いというのはますます進んでいると思っています。いわゆるお一人様の世帯です。健康で元気なうちは問題はありません、当然なのですが。一たび病気になれば状況は一変します。孤独死とか、そういった悲惨な状況も起きているのが現実なのです。あってはならないことなのですが、これこそ私は日本が抱える大きな社会問題なのではないかなと思っています。

そこで、我が町邑楽町に振り返ってみると、邑楽町の現実、高齢者の現状は一体どんなものなのかなと、常日頃心配をしているところでもあります。そこでお尋ねをします。町の基本でもある住民基本台帳に恐らく記載されていると思いますが、70歳以上の単身世帯の高齢者の方たちというのはどれほどの方がおられるのかお聞きします。

○黒田重利議長 山口住民保険課長。

〔山口哲也住民保険課長登壇〕

○山口哲也住民保険課長 お答えいたします。

5月末の数字になりますけれども、1,325世帯、1,325人でございます。

以上です。

○黒田重利議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 想像をしていたとおりかなというふうに思います。かなりの方がおられるわけですが、そこでなのですが、一口に高齢者といっても町のほうでは様々な支援をされていますけれども、町の高齢化率も令和7年、来年ですが、35%になると推計しています。ということは、町の人口が2万5,000人強ですから、高齢者の人口は8,500人ちょっといますが、その中の単身高齢者が1,325人ということで、かなりの数だと今認識したところでもあります。単身高齢者の生活の環境については非常に深刻になっていくだろうと私は思っています。未婚の高齢者、言うまでもなく配偶者のみならず子供がいなかったことが考えられます。いわゆる家庭内の福祉を受けることができません。老後を親族に頼ることが一層難しくなるのではないかと予想されます。町は、支援についての様々な取組を実情に合わせて弱者に寄り添う町政を進めるとともに、友人や近所との人間関係をどのようにつくっていくのかが大きな課題になるかと私は思うのですが、そこでお尋ねするのは、町が実施している支援について伺います。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

まず、社会福祉協議会に委託して配食サービスを実施しております。安否確認が必要な高齢者世帯で、食事の確保や調理が困難な人が対象となりますが、夕食を1食500円で常温配送しております。配送時に不在の場合や異変を感じた場合は緊急連絡先に連絡をしております。

次に、ごみ出し支援を行っております。各地区の決められた収集日に、ひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、玄関先でごみを預かり、最寄りのごみステーションにごみを出すというものです。ただし、こちらはごみ出しボランティアの方にご協力をいただいておりますので、ボランティアを募集してうまくマッチングがない場合もございますので、その場合はご利用いただけないこともございます。

次に、緊急通報装置の貸与でございます。高齢者世帯などに急病や災害等の突発的事態が発生した場合に、簡単な操作で消防署へ通報できる装置を無料で設置しております。

次に、住宅用火災警報器の給付でございます。住民税非課税世帯のひとり暮らしの高齢者に対して、1世帯につき1個無料で住宅用火災警報器を給付しております。また、館林地区消防組合にご協力をいただき、設置も行っております。

そのほか介護サービスを利用する中で提供できるものなどもございますが、主なものにつきましては、以上でございます。

○黒田重利議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 様々なサービス、機器を貸与しているということは心強いかなと思います。

それでは、次に単身の高齢者が孤独につながらないような対策についてはいかがでしょうか。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

まず、一番身近なコミュニティーの場である行政区サロンなど、通いの場を充実させることだと考えております。町には邑助けネットワークという高齢者の見守り活動、買物支援、居場所づくりをしていくれている団体もございます。また、送迎付きの高齢者の通いの場といたしましては、福祉センター寿荘や、社会福祉協議会が行っているみちくさの広場がございます。それから、町ではスマートフォンを活用した講座を開催し、LINEなどで自宅にしながら高齢者同士がつながりが持てるような体制づくりも必要であると考えております。今後デジタルデバイドの解消に向けてアプローチしていき、情報や学びを含めた幅広い交流の入り口として、スマートフォン等を活用できるように整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 積極的にそういう対策も進めていってほしいなと思います。

次に、総務省や国の調査機関、人口問題研究所などによると、男女の未婚率、それから単独の世帯数は増加の一途、右肩上がりということなのですけれども、私はこれらに対応していくためには行政だけでは当然無理があるのだらうなと思っています。生活支援としての日常の見守り、安否確認、買物支援等を行っている各団体やボランティア組織がありますが、いかんせん担い手不足、そして高齢化、そういう大きな問題に直面しているのです。そういう厳しい条件の中で、先細りの感はありません。このままでは消滅の危機もあり得ると思います。行政として積極的に関わってもらってはいるのですけれども、さらなる支援をと思います。

今後の取組について少しお聞きしますが、先ほども説明ありましたけれども、どのような組織と団体が、細かい中身といたしますか、支援をしているのか、再度もう一度お聞かせください。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

町では民生委員・児童委員の皆様にご尽力をいただき、毎年6月1日を基準日として、ひとり暮らしの高齢者に対して生活の実態をお伺いする調査を行っております。県のほうから依頼されてい

ましたが、こちらのほうは令和4年度で終了となりました。呂宋郡の民生委員・児童委員協議会では、管内のひとり暮らし高齢者の孤立、孤独をなくすこと、また地域の見守りにつながるという観点から、これからも高齢者の実態把握は必要であると判断し、令和5年度からも継続して調査して行うことになっております。今年度もまさに今、民生委員・児童委員の皆様にひとり暮らしの高齢者の自宅へ訪問していただいているところでございます。実際に訪問した際に支援が必要かなと思われる方につきましては、必ず町につないでいておりますので、見守りのほうをしていただいております。

また、先ほども申し上げました呂助けネットワークでも、小学校区ごとに組織された第2層では高齢者の見守りや買物支援、通いの場としての居場所づくりをしております。町全体としての活動や意見を協議する第1層の協議会もこちらにはございます。そのほか行政区を支部として地域に密着した活動を行っているボランティアグループも見守り活動や友愛訪問等を行っております。

以上でございます。

○黒田重利議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 いろいろ積極的に進めていってもらっているということは心強い限りなのですが、いかにせん先ほども申しましたように、ボランティア組織の担い手不足というのはもう顕著に現れているのです。ですから、担い手不足について町が支援できるようなことがあったらと思うのですが、いかがでしょうか。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

町の広報誌やホームページなどで各団体の活動の様子を紹介していき、今後活動に参加していただけるよう継続的に募集を行ってまいりたいと考えております。また、ボランティア講習会などを開催し、各種団体への加入を促進していく検討も必要なことであると考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 ボランティアというのはなかなか難しいのです。ボランティアゆえの難しさというか、気持ちはあってもなかなか現実に参加してもらえないというジレンマというか、そういう難しいところがあります。また、今課長がお答えいただきましたけれども、町の高齢者の居場所などについてもまだまだ足りないかなと思うのです。私も一応ボランティアの一員ではあるのですが、そういうところにもぜひ目を向けていただいて、積極的に支援をしていただけたらなと思います。

次に行きます。未来というほどではないのですが、少し先の話をちょっとさせていただきます。今から25年後というと、四半世紀後ですが、2050年頃には未婚の独居の高齢男女が高

高齢者人口の6割近くになるというような推計があるのです。要するに未婚者の増加ということなの
ですけれども。そして、ひとり暮らしの割合も女性のほうが圧倒的に増えると。これは、当然女性
のほうが長生きするということが反映されているのですけれども、そして今2020年代、2024年です
が、世帯平均の人数、一つ屋根の下に暮らす人数が今2.21人だそうです。それで9年後、9年後で
すからもうあと僅かな時間、2033年、多分職員の皆さん若い方はそのときまでは絶対いると思いま
すし、邑楽町のその姿を目の当たりにするかと思いますけれども、2033年には1.99人、初めて2人
を下回っていくという推計があるのです。ということは、もう一つ屋根の下に1人しか住んでいな
い、それも全て高齢者だということなのです。これは日本の社会が経験したことのない大変な状況
になっていくことは間違いないのだということなのですけれども、こんな推計の下に国もやっと手
を打ち始めたのです。ちょっと遅いのですけれども、このことは私たち町民、行政も含めてですけ
れども、一人一人が考えてそういう思いを共有していかななくてはならないのかなと思います。そし
て、行政も全ての高齢者が安心して暮らせるように考えて、日常生活の困り事から法律相談など、
身近な存在としての頼り頼られる行政であってほしいと思います。今からでも遅くはありません。
近い将来に備えての取組をどのようにしていくのか、町が実施している支援についてお尋ねします。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 答えいたします。

支援ということですが、行政には相談できる体制をこれからも整えてまいりたいと考えて
おります。まず、高齢者に関する総合的な相談につきまして、町の包括支援センターへ、こちらの
ほうにご連絡いただきたいと思います。認知機能の低下、病院の受診、権利擁護など、抱え
ている問題に応じて適切に対応し、解決に向けて関係各所と連携し、取り組んでいるところでござ
います。また、議員もおっしゃいましたが、各種定例相談も行っております。相続などの問題は法
律相談、その他消費生活相談、年金相談、心の相談、行政相談、人権相談などがございます。社会
福祉全般に関わる相談につきましては、社会福祉協議会で福祉相談を行っております。町では、今
後も社会福祉協議会や関係各所と連携を強めて対応してまいりますので、1人で悩まないで、心配
事がありましたら、ぜひ各機関へ相談していただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 日常で困っている単身の高齢者は特にそうなのですが、なかなか相談
しにくい、言いづらい、あるいは毎日のお金の管理とか、そういったこともなかなか相談しにくい
面があるかと思うのです。だから、そういうのを町がこういうことをしている、ああいうことをし
ているということだけではなくて、もっと気安く話ができる、そういうような雰囲気を持っていつ
て、これは理想の話なのですが、そういうふうにしていただきたいと思いますと思うのです。それで、

その周知についてはどのようにお考えかお聞かせください。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

周知の方法につきましては、広報誌やくらしのカレンダー、町ホームページ等で周知させていただいております。これらの媒体を活用し、今後も広く高齢者の方へ届くよう積極的に周知を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 カレンダーとか、そういうことだけではなしに、もっと踏み込んで、例えばサロンとか、そういったことを各行政区で実施していますから、そういうところに出向いていくとか、そういうところへ行って直接語り合うとか、そういうのも必要なと。なかなか私の周辺では紙だけのそういうお知らせだと、印刷物だけを渡してやっている。それだとやっぱり人間味が少し薄いとか、そういう受け止め方をする方がいます。だから、東京都のような大都会ではないのですし、きっとできると思うのです。ですから、もっと言うと血の通うといいますか、そういう関係をつくっていったらば、町民の方も、町はよくやってくれるという評価になるのかなというふうな思いがします。ぜひ担当課だけではなくて、町が行政が一体となって、高齢者はいずれにしても増えていきますから、減っていくことはないので、そういうことに注力を傾けてもらいたいというふうに思います。

それでは、橋本町長にお伺いします。私は先ほど来、各団体の支援と協力関係をと申し上げてはいるのですけれども、各団体が行うボランティア活動と自治体が責任を持って行う福祉サービスとは根本的には違うと思うのです。社会福祉問題の解決に何か行政とボランティア団体が役割を分け合うという関係ではないとも思うのです。基本的な責任は自治体にあるのではないかと考えています。その中でも予算は最も大切なのですけれども、町民、住民が人間らしく豊かな暮らしを最後まで送れることが一番大切なのかなというふうに思います。町長も常日頃言いますけれども、もちろん自助が基本であることには違いはないのですが、しかしながら、誰もが1人では生きてはいけません。共助と公助が隅々まで行き届いてこそ、邑楽町に生まれて、住んでよかったなと思ってもらえるのではないかなというふうに思います。そして、今の社会は人との関係性がばらばらになっているような気がします。何か殺伐とした環境と雰囲気になってしまったかのようには思います。このような状況を踏まえ、より一層の向上を目指して福祉問題に取り組んでいただきたいと考えるのですけれども、町長のご所見はいかがでしょうか。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えしたいと思います。

蟹和議員におかれましては、これまで行政区の区長、あるいは邑助けネットワークの構成員として様々な活動をされてこられた実績がありまして、その中で高齢者福祉の問題、特に単身高齢者の問題について様々な問題点の把握であるとか、それから将来に対する不安、こういったものを感じておられるのかなと思います。

高齢者福祉の問題ですけれども、私は大きく3つの側面から捉えることができるのかなと思います。1つは介護であるとか医療、これをどう担保できるのかというような問題、そして2つ目が日常の生活の面での経済的な問題、それと3つ目が地域との関わり、社会性をどう担保していくのかというような問題と、大きくこういった3つの側面があるのかなと思います。これらの3つについては、先ほど来質問の中で様々な制度が存在しているというのは、既に担当課長の答弁の中にもあったところだと思いますけれども、問題はこれが対象者に届いているのかどうか、そういうことなのだろうと思います。現在も様々なセーフティーネットというのは、高齢者福祉の問題だけではなくて、いろいろな障害福祉であるとか児童福祉においてもセーフティーネットが張り巡らされてはおりますけれども、これがサービスとして実際届いているのかどうかというのが一番の問題なのだと思います。であるからこそ、議員の質問の中にも周知がどうなのだというようなことが言われていたのかなと思います。もちろん町も広報誌、ホームページであるとか、関係機関を通じてそういったことはお知らせはしておりますけれども、やはり議員がおっしゃるように、人から人へ直接そういった情報が共有されていくことが一番なのかなと思っています。

先ほど3つの側面があると申し上げましたけれども、やはり地域社会の中で人は生活していますので、この中でいかに家族だけでなく、単身高齢者の場合には隣近所との関係をうまく構築して、それがどう生きがいにつながっていくのかというのが一番大事なのかなと思っています。これらのセーフティーネットがきちんと届くように、各種行政だけでなく、いろいろなところに相談窓口がございます。担当課長が申し上げたとおり、町におきましては包括支援センター、これも専門の職を有した者が3名ほど配置されておりますけれども、それぞれの対象者の必要としているものに応じたサービスが提供できるようにご案内をできる体制を整えておりますので、まずはご相談いただいて、どのような場面でお困りになっているのか、それぞれのニーズに応じたサービスが届けられるように適切に今後のご案内はしていきたいと思っていますし、この邑楽館林地域においては、それらがきちんと届けられる一定のサービスは現在用意はされているのかなと思っています。ただ、その上で議員お尋ねのさらなるサービスの向上ということでございますから、これについては今後もまだまだ社会保障を受けていく対象者が増えていく中で、現状向上、拡充という部分については、もちろん議員おっしゃるとおり財源との兼ね合いもありますので、難しい側面がございますけれども、引き続きこれらについては先進事例に学びながら、関係団体また対象者のニーズも把握しながら、より一層の福祉の向上という部分には努めていきたいと、このように考えております。

○黒田重利議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 福祉という広範囲な取組というのはどこの自治体でも大変難しいと思うのです。予算もあることですし、多岐にわたる中身だとは思いますが、いずれにしてもやっぱり町民住民が幸せに暮らせる、豊かに暮らせるということが一番だと思います。町長が今答弁されましたけれども、そういう広範囲な認識を持って取り組んでいただければ私も安心はできます。さらなる町長の若い情熱と、若いリーダーシップを持って、ぜひ福祉のまち邑楽町、すぐには難しいにしても、ぜひつくり上げていただきたい。私も選挙公約で福祉のまちということを掲げておりますので、そういうことも含めて、邑楽町は福祉なのだとということを前面に出せるような町になってほしい。そうすることによって移住者も増えるかもしれないし、若い人たちも安心して子供を産んだり、育てたり生活ができるのかなというふうに考えます。いずれにしても全ての町民が幸せに暮らせることが一番かと思います。ぜひその点は担当課だけでなく、行政、役場が一体となって進めていってほしいなというふうに思います。

1時間の時間をいただきましたけれども、ちょっと早めに答弁がスムーズにいきましたので、終わりましたけれども、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午前10時38分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前10時55分 再開〕

◇ 新 村 貴 紀 議 員

○黒田重利議長 4番、新村貴紀議員。

〔4番 新村貴紀議員登壇〕

○4番 新村貴紀議員 おはようございます。議席番号4番、新村貴紀です。通告に従い一般質問をいたします。

初めにですが、篠塚駅にバリアフリー整備をとということで質問させていただきます。町長の公約の中に東武鉄道小泉線、本中野駅の南口開発があります。こちら資料を出させていただいているのは明和町の川俣駅、今年完成しまして、自由道路という言い方をするそうなのですが、どちらの入り口からもエレベーターを使って駅に渡れるようになっております。その中で、明和町の議会日より、こちらを見せても大丈夫ということでお借りしました。その中で、2014年にはなりますが、17億1,800万円かかっているということで、国からは6億7,600万円が補助金として出ているということです。ただ、2014年の段階で、今2024年ですから、既に10年がかかっておりまして、かなり時間がかかるということが分かります。

現在の本中野駅は北側の入り口しかなく、電車の停車も館林方面の1番線と、あと西小泉駅方面の2番線となり、特に2番線は1番線のホームから跨線橋を使い、2番線に階段で渡るしかありません。そうしますと、足の不自由な方や障害がある方、高齢者の方が使いづらい構造になっております。今現在午前中2時間、午後2時間しか駅員もいないという状況になっておりまして、なかなかそこを使うというのは、先ほど言った障害のある方とかは難しくなっているというのが現状です。今後の鉄道交通は町の発展のためには重要であると考えております。首都圏や前橋方面の大学、専門学校に通学する方も多くいます。私が知り得る限りですが、群馬県新町駅、千葉県船橋駅方面に通学する学生さんもいると聞いています。

こちら引き続き東武鉄道のほうにメールで1日当たりどれぐらい呂楽町では電車に乗っているかということで確認しましたら、乗降者数ですが、本中野駅は871人、篠塚駅は212人です。このような回答が来ております。私も聞くまでは小泉線は赤字路線ということで、もうちょっと少ないのかなと思いましたが、呂楽町管内の駅で1日当たり1,000人程度利用していることで、かなり利用しているのではないかなと思っています。先ほどお話ししたとおり、南口が完成するまでは恐らく明和町の川俣駅と同じぐらいな時間、年数がかかってしまうのかなというのが予想されております。

そこで、私は館林管内のいろいろな駅を確認してきました。こちら資料を映させていただいております4ページですが、栃木県佐野市に葛生駅というのがございます。ここの駅は、駅の入り口から入ってすぐに待合所に入りまして、真ん中の写真になりますが、そのままホームで車椅子で入れるように、階段ではなく傾斜がついた坂道というか、そういうなだらかで車椅子で入れるようになっております。隣の多田駅というのがございまして、こちらの駅は、今これ許可になっているかどうか分からないのですが、駅舎の反対側のホームからも階段で外から入れるようになっていまして、こちらスロープはないのですが、ある程度便利というか、人が介在すればすんなり上がれるような形になっているのかなとは思います。

その中で、本中野駅は今そういうバリアフリー化の跨線橋をしていますが、篠塚駅に関しましては車椅子でループで上がれるようになっています。ただ、私が見た感じだと、先ほどの葛生駅の場合には、車で入り口に止めて、雨濡れとか、そういうのをしないような状態で駅のホームまで上がれるようになっております。ただ、篠塚駅、確かに車椅子等で乗れるようになっていますが、駅の前自体も車椅子専用の駐車場、駐車スペース等ありませんし、今中間の大きくした写真のとおり、駅のホームに行くまでかなりの距離があって、しかも屋根がありません。これらを改善するために今後何が必要か、東武鉄道とその点について協議しているかも含めまして、担当課長にお聞きいたします。

○黒田重利議長 小沼企画課長。

〔小沼勇人企画課長登壇〕

○小沼勇人企画課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、篠塚駅のバリアフリー化につきましては、町としてもまだまだ不十分な部分があるというのは認識しております。先ほど議員のおっしゃった屋根の部分、そして障害者向けの駐車場の部分、またトイレや視覚、聴覚の不自由な方への配慮、そういった部分でまだまだ不十分なところはございます。町といたしましても、東武鉄道沿線の市町のほうで組織しております東武鉄道整備促進期成同盟会を通じて、東武鉄道へ要望書の提出を行っております。昨年度も本中野駅と篠塚駅のユニバーサルデザイン化についての要望を上げております。ただし、東武鉄道の中でも優先順位もあり、すぐに取り組むことが難しいのも事実でございます。町といたしましても、先ほど議員のおっしゃった篠塚駅の屋根や障害者向けの駐車場の整備、そういった部分を今後具体的な事項として、東武鉄道のほうに要望を上げていければというふうに考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 今担当課長よりお話を聞かしまして、要望はしているということで、なかなか進まないということですが、先ほども課長からトイレの件、本中野駅も篠塚駅もあるのですが、トイレ自体が和式になっていまして、もう足の悪い方は完全に難しいということがあります。今後鉄道に関しましては、先ほどお話しさせていただきましたように、今後も重要な交通手段となっていくと思います。特に今不況でして、なかなかアパートを借りて、特に大学、専門学校に行く方が少なくなってきたというのを大学の講師をやっている友人から聞きまして、かなり長い距離で通っている学生さんが多いということを聞いております。今後もそういう形が続いていくのだろかなということも話しておりまして、そうなりますと、やはり邑楽町の今後の発展に関しまして、どうしても若い層のファミリー層を増やしていかなければいけないという課題があります。そうすると、当然お子さんいらっしゃるから、その通学の足となる鉄道は重要になってきます。また、高校生とかになってきますと、高校生、大学生含めて活発になってきて、部活動で足等をけがするとか、そういうこともありますので、そうすると今の鉄道に関してはなかなかそこを利用して通学するのは難しくなってくると、親御さんがそういう設備のある、例えば東京方面であれば館林駅、前橋方面であれば太田駅まで送迎するとか、そういうことをしなければならなくなるというところで、不自由性は出てきますし、先ほど蟹和議員のお話のとおり、高齢者はどんどん、どんどん増えていきます。そうすると、やはり階段等、そういうのはかなりつらくなってきますし、なかなか篠塚駅も駐車場とかが整備されていないとか、そういう状況もありますので、車で来たとしてもなかなか今使いづらいような状態になっていると思います。

町長にお聞きします。今後どのようにこの問題について対処していくかということと、南口に関しては、私も先ほど言ったユニバーサルデザインも含めてやるべきだとは思いますが、その間時間もかかってしまいますし、考えますと、篠塚駅のほうがまだ簡単にできるかなというところも私考えまして今回質問させていただきました。その点につきまして、町長にお伺いいたします。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えしたいと思います。

この駅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化につきましては、私も公約の一つとして掲げたところでございますけれども、昨年度、年が明けてですから、令和6年の、ちょっと日付は正確に覚えていませんけれども、1月か2月かのときに館林駅の駅長のほうとお会いしまして、この問題について意見交換を一度させていただいております。その中で、東武鉄道としても駅舎の改築投資については、本部のほうでスケジューリングをした上で優先順位を定めてやっていくというようなお話もございました。仮に町が事業主体となって、明和町のようなやり方をしていくとしても、東武鉄道から一定のご負担をいただく部分も出てきますので、本中野駅、篠塚駅についても十分なそういったバリアフリーの対応はされていないわけですから、優先順位、それから内容を今後も関係機関と詰めていく必要があるのだと思います。その上で具体的な内容をまたお話ができるのかなと思っていますけれども、まだその具体的な議論に入っていないので、要望の段階ですから、今後また担当課を通じて要望を含め、議論を深めていきながら、具体的なものを徐々に明らかにしていければというふうに現段階では考えています。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 先ほど町長からお答えいただきまして、進めていっている、要望を出しているということがありましたので、安心しております。ただ、今回も公約もそうなのですけれども、本中野駅が中心という形になってしまうかなというようなイメージで取られている町民の方々もいまして、その中で今回は篠塚駅、気づいたのも町民の方から話があって、ちゃんとバリアフリー化して車椅子等で上がれるようになっていっているのだけれども、何でこんな中途半端な形なのだろうということをお話聞きまして、私も特に館林市の管内、東武鉄道の管内の3線の葛生駅等を見てきまして、きちんとやられているところもあるということで今回質問をさせていただきました。

先ほどお話しさせていただいたとおり、なかなか自由通路というか、上のバリアフリー化を本中野駅にやるとすると多額の費用もかかりますし、当然国とかの補助金も必要になってくると思います。私も国土交通省のほうに補助金に関して確認を取りましたらば、鉄道事業局とかいろいろな局にまたがっていまして、乗降者数で補助が出るのもあれば、いろいろな形でそれは関係なく出すところもあるということは聞いています。ただ、内容につきましては、かなり広い範囲になるので、お答えはできないので、市町村からそういう話があった場合には、その担当者に対してこういう補助金が使えますよという話はするということは話がありました。その中で、ぜひとも東武線今ちょっと2駅とも使いづらくなっていますけれども、1日1,000人は使っていると、これ調べていきますと、ほぼ3年間ぐらい同じぐらいの割合になります。本中野駅のほうが乗降客数は多いのですが、それが邑楽町内では2つに分かれるということで、邑楽町内としてはそれほど変わらないとい

うこともありますので、ぜひとも今後本中野駅、篠塚駅も含めまして、東武鉄道、国の機関に働きかけのほうをよろしくお願いいたします。

引き続きまして、猛暑対策としての冷水機の設置について質問させていただきます。今年も猛暑の夏が来ようとしております。こちらの邑楽郡、館林市、熊谷市、桐生市に邑楽町は挟まれています、日本でも40度を超える猛暑日ということで、よくテレビとかでも中継がされる時期です。邑楽町、そういう地域からの生放送というのは今までないですけども、ほぼ先ほど言った地域と変わらず、40度を超える暑い地域となっております。日々長く続き、今後もクーリングシェルターというのが設置されているというのをお聞きしました。あまり町民の方とか、知っている方は少ないのですけれども、昨年からやられているということです。

あと環境省大臣官房環境保健部、こちらの資料の7ページになりますが、そこで指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引きということで、今年の2月27日に出ていまして、これはこうしなさいというのではなく、こういうのがありますよ、こういうのをやってくださいというマニュアルとなっています。それが2月27日に出ております。この中で、邑楽町でも分かりやすい内容などで、今後クーリングシェルターの設置場所の説明や、その場所を通知していただきたいというのがありますし、去年からやっているということで、なかなかそこがうまくできないのかなというところがあります。クーリングシェルターということで、通常はエアコンの効いた公共施設等に関しまして、そこで暑い場合には避難して、外にいる場合とか、あと電気代が今年も6月から補助がなくなるということで上がっていきまして、昼間の時間帯とか暑い中、やはり高齢者の方とかは結構我慢してしまいますので、そういうときに涼しんでいただけるような施設も必要ということで、今までもやっていたということなのですけども、その中でほかの自治体、こちら見ていただきたいのですけれども、クーリングシェルターの中に、世田谷区はペットボトルの提供を行っています。入り口のところに、ちょっと見えづらいと思うのですけれども、ペットボトルが置かれていまして、熱中症予防、休憩場所ということで。新宿区の場合には入り口のところに冷水ポットが置かれていて、ここで自由に冷水等を飲めるようになっております。世田谷区、もう一つですけども、よくレストランとか行きますと冷水機を準備してありまして、こちらでも飲めるということになっております。

さらに、こちら8ページになりますが、熊谷市等ですと、そのほかに熱中症応急キットというのがありまして、ポカリスエットとか、すぐに冷えるような冷えピタとか、そういうような感じなのですか、そういうのとかが置いてありまして、熱中症でも状況的にちょっと体調が完全に不良だという人が来られたときに、基本的には救急車等と呼ぶという形になりますが、その間に使用できるようにということで、熊谷市では随時クーリングシェルターのところに置いてあるそうです。聞きましたらば、6月からの3か月間で出た数は7個ということなのですが、全くゼロではなくて、その中でも7個出たということは、そういうのが必要になった場面が発生したのかなということが想像できます。そして、熊谷市もマイボトルをご利用したという形で、ペットボトルとかそういうの

を持ってくれば、冷水機で水がくめるようになっていきます。確認したところ、何か1年間は事業者から無償で借りていたらしいのですが、1年後どうですかということで、こちらを購入しまして冷水機を正式に導入したということです。水道工事とか必要ですよという話を聞きましたらば、ここの業者限定かもしれませんが、以前お試しで使っていた部分の水道工事の費用は取らないで、機械だけの設置料、機械のお金だけを支払ったという形になりましたということを熊谷市役所に確認取っております。

また、近場ですと明和町、これ役場の入り口にあるのですが、こちらも給水器が置かれていて、置かれている箇所は3か所ということです。明和町のところは、給水器を置いているところの案内はしていないということなのですが、入り口に置かれていて、掛川茶が飲めるということで、これ何か町との友好関係のところで、掛川のお茶も飲めるということで、冷水機のほかに、押しますと冷たいお茶、こちら冷たいお茶だけではなくて、温かいお茶も飲めるというようなサービスになっております。

それで、担当課長にお聞きします。現在のクーリングシェルターについて、その中で給水ができるポイントもあると聞いておりますが、給水のあるポイントはどのような場所にあるのか、また冷水機もしくは冷水の提供ができないかについてお聞きいたします。

○黒田重利議長 田中健康づくり課長。

〔田中敏明健康づくり課長登壇〕

○田中敏明健康づくり課長 答えいたします。

気候変動適応法の改正により、国が指定する群馬県内13か所全ての場所で、環境省が定める暑さ指数が35に達することが予想される場合に、国は熱中症特別警戒情報を発表し、県に通知することとなりました。市町村は、県の通知を受け、適切な冷房設備を有する指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターを避難が必要な住民に開放します。あわせて、その旨を住民に対して周知します。邑楽町におきましては、役場庁舎、保健センター、中央、長柄、高島の各公民館、町立図書館の6施設をクーリングシェルターに指定し、熱中症特別警戒情報が発表された場合には避難が必要な町民の方を受け入れることとしております。また、一部の民間事業者からも店舗の一角をクーリングシェルターとして提供したいという提案も受けております。民間事業者については、協定を締結することでクーリングシェルターとして指定し、その旨を周知することになります。現在その手続を進めているところでございます。

給水のための冷水機の設置等をということでございますけれども、町が指定した6か所のクーリングシェルターに冷水機が設置されているかという点ですが、高島公民館に併設されております高島体育センター、それから町立図書館の児童図書コーナーに冷水機がございます。また、クーリングシェルターとして指定はされておきませんが、町民体育館にも冷水機がございます。各施設とも洗面スペースの水道は自由に使えますし、役場庁舎や保健センターのベビーケアルームにも

水道がございます。山間地も含め県内全ての地域で暑さ指数が35に達するという状況は、災害レベルの暑さが予想されます。そうした状況になることは、天気予報等で事前に予想できると思いますので、その場合は施設内の調理室など水道が使える部屋を開放する、あるいはジャグポットなどを用意するなど、事前の対処が可能ではないかと思われます。なお、保健センターと町立図書館以外の4施設には清涼飲料水の自動販売機がございます。日常的な暑さについては、こちらを利用されている方も多いようでございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 今担当課長のお話聞きまして、ただ私も、多分皆さんも感じていると思いますけれども、ここに来てやはりこの数年間、異常な暑さだと思います。先ほど冷水機、自動販売機という話、ほかの自治体の担当者の方とかともお話ししまして、やはり自動販売機という話も結構出るそうです。ただ、自動販売機もうここ数年、物価高騰でどんどん、どんどん値段が上がってまして、なかなか買うのも大変になってきています。特に高齢者とか、お子さんとか、高齢者の方の年金も実質上は減っている状態ですし、お子様もお小遣いの範疇となるとなかなか大変になってくるかなと思います。その中で、体を壊してしまっただけでは仕方がないですし、できれば先ほど言ったようにクーリングシェルターはありますけれども、やっぱり水分補給というのは、これは大切なことなので、こちら明和町のようにこれだけの施設を造るというのもまた大変ですし、熊谷市のように機械を置くにもやっぱり工事が必要で大変なのですけれども、こちら注目したいのが世田谷区と特に新宿区です。簡易的なポットを置いておいて、できたらすぐに飲めるようにしておく、この程度であれば管理したりするのは大変だと思うのですけれども、できないというか、すぐにできないというような設備ではないと私は思っています。どうしてもこれからどんどん暑い季節になっていきます。その中でやはり生命を守るということは大切であって、その中で給水できる場所をつくっていくというのも大切です。その前にクーリングシェルターをきちんと整備して、住民の方に分かるようにしていかないと、せっかくつくってもどこにあるのか分からなければ意味がなくなってしまうので、そういう通知も必要だと思います。それらクーリングシェルターの通知や、先ほど6か所あって、まだ冷水機等、水の飲めない施設に関しまして、快適にこういう新宿区のような冷水の飲めるような臨時の場所をつくるというようなことが検討できないかどうか、町長にお伺いいたします。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

熱中症特別警戒情報であるとか、異常な猛暑が予想されている中で、非常に水分補給というのも大事になってきています。その中で、議員の今ご提案のあったような、特に新宿区のような簡易的

な設置はどうかというようなお話ですけれども、簡易的であるからこそ場合によっては異物の混入であるとか、そういったリスクも懸念がされます。やり方とすれば、ペットボトルで対応する、それからきちんとした冷水機を置くであるとか、一定の危険性が排除されるような方法で対応していかなければならないのかなと、このように考えています。これらにつきましては、施設管理者、担当課と早急にまた検討いたしまして、適切な対応が図れるように検討してまいりたいと、このように考えております。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 町長からお話のありましたとおり、確かに無人になってしまうところとか、いたずらとかで異物が混入されたりするということは想定できない範囲ではありませんので、確かにそこは注意しながら、結局水を飲む状態、本当につらい状態なので、そこで普通の状態だったら少し口に含んだ状態でも何か異変に気づくかもしれませんけれども、喉がからからの状態であって飲んでしまって重大な体調不良を起こしてしまうということがあっては大変なことになりますので、その点を考えていただいているということをお聞きしまして安心いたしました。

また、今回冷水機の話をしていただきましたが、検討もしていただけるということで、担当の部署、あと館林市、明和町、大泉町等でもそのようなサービスをやっているということですので、その自治体にもお話を聞いて、状況とかを聞きながら進めていただければと思います。

引き続きまして、学校給食費の無料化についてです。学校給食費の第1子以降の補助について質問させていただきたいと思います。現在、群馬県内では補助を行っていない自治体はなくなりました。こちら資料を見ていただきますと、2024年4月の日本共産党群馬県議団の資料ですが、高崎市がそれまでずっと全く給食費に関して補助をしていみせんでしたが、補助をするという形になりました。今完全無償化となっておりますのが近隣自治体では太田市、板倉町が完全無償化となっております。館林市も今年から中学3年生に関しては今後お金がかかるということで無償化をしておりますし、前橋市に関しましても小川晶市長の公約で給食費完全無料化ということで、前回の議会でもなかなか難しいので、4年間の中で精査しますという話がありました。我々日本共産党市議団の市議団長のほうにも4年間で今回すぐに言えなかったのは申し訳なかったと、今回4年間の中でちゃんと予算等を確認して実施するように努力しますという回答をいただいているそうです。

我々邑楽町も補助はしております、昨年9月より第2子以降の給食費が無償化になるなど、進んではおります。ただ、まだ第1子が残っています。今後邑楽町への若いファミリー層の増加も課題となると思います。若いファミリー層を増加させるということは、その家族でありますお子さんも含まれているということで、そちらの子育て支援も重要となってきます。ただ、現在国内は異常な物価高が続いており、限りある町の財政の中で給食費をどのようにやりくりしているのかが今現在分かりません。その点も踏まえてこの補助のことは考えて、町財政ありますし、これをやってこちらを切り捨てるとか、そういうことはできませんので、限りある財政の中で運営を今現在してい

と思いますが、担当課長にお聞きします。今現在物価高騰の中、給食費の食材等をどのようにやりくりしているのかを教えてくださいませんか。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

町の学校給食費は、令和５年度の２学期から第２子以降について全額免除となりましたので、現在は第１子のみ保護者にご負担いただいております。町からの学校給食費への負担が増えているのではという点についてですけれども、まず１食当たりの単価を確認します。幼稚園、小学校、中学校の全体で賄い材料費の年度の実績と、年間提供食数から算出し、１円未満を四捨五入しますと、学校給食費１食当たりの単価は、令和４年度が２８１円、令和５年度が２９０円となり、９円増加しております。

次に、町の負担額についてです。学校給食の食材や調味料などを購入するための賄い材料費に対し、保護者などから納入される給食費の額はその一部でありまして、差額は町が負担しております。年度実績で町の負担額を算出しますと、令和４年度が２,７７３万１,３１８円で約２,７７０万円、令和５年度が４,０２９万１２３円で約４,０３０万円となります。令和５年度の町負担額は前年度比で約１,２６０万円増となりました。なお、町の給食費月額は小学校が４,１００円、中学校が５,０００円でございます。こちらは、平成２０年度から同額を維持しておりまして、物価高騰相当分は町の負担で対応してきている形になっております。

以上でございます。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○４番 新村貴紀議員 給食費に関しまして、物価高騰の中いろいろと工夫していらっしゃると思います。材料に関しても、この前テレビでキャベツが１,０００円だという話を聞きまして、学校教育課長のほうにお聞きしたら、高い材料のときは安い材料を使って工夫すると。その中で栄養バランスとか、そういうのもきちんと考えてやっているということで、ただ全体的に確かにどんどん、どんどん物価、食材費は上がっていると思います。私も昨日スーパーに米を買いに行きましたら、いつも安い米のところが全然なくて、高い米だけ残っていて、米も何か値段が上がるとか、マスコミとかテレビ報道でしていて、そういう影響がどんどんいろんなところに、今まで米とかは安定していたのですけれども、だんだんそういうところまで影響しているのかなと思います。その中で、我々も大変ですけれども、町民の特にファミリー層の方は大変苦勞をしているかなと思います。

やり方として、完全無料化ということが必要とはなってくる。今後私たちもこれを目標としていますが、その中でできる範疇で少しずつ館林市の例のように、ある一定の学年等を免除するとか、いろいろ方法があると思います。今お話を聞きましたらば、平成２０年度から小学校４,１００円ということで、その４,１００円のところを４,０００円とかで切ることもできないのかなとかはと思いますが、今の

ところかなり物価高で今後も増えていくということで、なかなかそのところは町としても返事できないと思うのですが、今後安定して財政等そちらに回せるようになってきましたらば、完全無償化ではなく、少しでも補助をしていただきたいのと、まずこの完全無償化に関しましては、市町村だけではなく、本来であれば国や県が補助を出したり、やるべきことでもあると思います。市町村もそういう会議等、県に訴えるようなのがありましたらば、給食費に関しましても県または国のほうで補助をしていただきたいという話も邑楽町としては、そちら県とか国から補助していただきたいという話を町のほうからでも言っていただきたいと思います。この点に関しまして、町長、今後補助とかに関しましてご意見を聞きたいのですが、お願いします。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

この給食費の無償化の問題ですけれども、今最後に議員が言われたとおり、国、県の補助があって、本来義務教育ですから、しかるべきかなというところは私も同様に考えておりますし、近隣の自治体の長からも、先日群馬県の出先機関の長との意見交換というような会議の場の中でそういったご意見も出ておりました。

さて、この邑楽町において第1子の部分もどうかというところでございますけれども、先ほど担当課長から答弁がありましたとおり、現在賄い材料費の町負担については約4,000万円を超えている状況という部分がございます。年々この物価高騰のあおりを受けて町負担も増えている状況ですが、令和6年度においても見込みとしましてはさらに1,400万円以上、町の負担が増えるというようなことが想定をされています。そういった中でも給食費については平成20年度から値上げはしていない、全て物価高騰分については町のほうが吸収しているような状況もございます。私も第1子の部分も無償化していきたいという気持ちについてはやまやまでございますけれども、5,000万円を超える部分について新たな財源が確保されないということについては、何かの事業をやめるかというような議論にもなっていきますので、引き続き近隣の状況も注視しながら、この問題については他の自治体に遅れることがないような対応は図っていく必要があると思っていますので、また教育委員会部局と引き続き協議を重ねて対応していきたいと、現状でこのように考えています。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 給食費に関しましては、いろいろな自治体、子育て世帯への支援、どんどん少子化が進んでいますから、子育て支援に関して、高齢者に関しての支援も必要になってくると思います。その中で、両方を両輪としてやっていただければと思います。どれかをやることによってどれかを減らすということでやっていきますと、なかなか町長のおっしゃったとおり町の運営というのは難しいと思います。その中で、今後も逆に町の発展、企業とか誘致とか、いろいろ税収が上がる手段というのがありますので、所得税とかそういう個人のではなく、企業とかそういうところ

の税金、来ていただいて増やすとかという形を取って、給食費、高齢者の補助とか、そういうのも徐々に増やしていただければと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午前 11 時 49 分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1 時 00 分 再開〕

◇ 神 山 均 議 員

○黒田重利議長 5 番、神山均議員。

〔5 番 神山 均議員登壇〕

○5 番 神山 均議員 お世話になります。議席番号 5 番、神山均でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、教育・子育て支援について始めさせていただきます。教職員の携帯電話の取扱い等についてですが、全国的な事案として、スマートフォン等に関係する教育に携わる方々の報道があります。ここでは急を有する事案など、危機管理上の観点を踏まえてお伺いをいたします。まず、小中学校の授業時において、教室や体育館、プール等での教職員の携帯電話の取扱いについて、学校教育課長にお伺いいたします。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

ほとんどの学校では、緊急連絡の手段として携帯電話が有効な場面においては、教職員の携帯電話の所持や使用が認められております。プール指導や校外学習などの緊急連絡や、不審者侵入などの防犯を想定した対応となります。一部教室や体育館での携帯電話の使用は原則認めないとしている学校もございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5 番 神山 均議員 どうもありがとうございました。それでは、幼稚園、保育園等においても保育時における教職員等の携帯電話の取扱いについて、子ども支援課長にお伺いいたします。

○黒田重利議長 川島子ども支援課長。

〔川島隆史子ども支援課長登壇〕

○川島隆史子ども支援課長 お答えいたします。

園内での保育時間中は原則、保育園、こども園は携帯電話の所持はしていません。やむを得ず所持しなければならない場合は、園長の許可を得て所持することが可能となっております。また、幼稚園につきましては、緊急地震速報やＪアラートを受けた際の対応のために、担任のみが所持しております。

なお、園外保育時においては、幼稚園、保育園、こども園とも、けがや不審者等の緊急対応のために必ず所持をしております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○５番 神山 均議員 それでは、小中学校において教室や体育館、プール等で急病やけがなどの事案が起こった場合の対応マニュアル等がありましたら、その内容などについて教えていただけますか。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

学校ごとに緊急時の対応マニュアルが備えられております。不審者の侵入、地震発生時、水泳指導に伴う緊急時、熱中症への対応など、場面に応じた校内や外部機関との連絡体制、連絡をする際の教職員の役割分担、救急車の呼び方、救急車要請後の動き方などが明記されております。例えば119番通報では、「救急です」から始まり、順を追って、いつ、どこで、誰が、どうしたのか、どのような状態か、救急車に学校のどこから入ってどこに到着してほしいのか、救急車到着までの応急手当ての方法を聞くなど、落ち着いて具体的にやり取りができるよう、例文を示してございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○５番 神山 均議員 今課長のほうから説明がありましたが、幼稚園や保育園等においても小中学校の対応マニュアルなどを参考にいただければなと、そんなふうに思います。

それでは、教育長のほうにお伺いをいたします。小中学校によっては授業時の携帯電話の所持、使用を認めていないとのことですが、それについてはあくまで学校長の判断に任せるということなのでしょう。携帯電話の取扱いについては急を要する事案などの観点から、所持することを前提に学校間で異なることなく、同一の対応を検討してみたいとはいかがでしょうか。

○黒田重利議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えいたします。

授業中、携帯電話の使用を認めていない学校も原則認めないというふうになっておりまして、緊急時は使用できます。緊急への備えという点では、どの学校も所持や使用が可能となっております。

現状におきましては、児童生徒や保護者の誤解を招かぬよう、プール指導時にはカメラ機能の使用を禁止するなど、学校ごとに取決めをしております。携帯電話は、教職員個人の所有物ですので、所持につきましては協力依頼という形を取っているところが多いようです。昨今、教職員個人の携帯電話から保護者や児童生徒への連絡を取らないよう県教育委員会からも指導が来ています。安全対策として持っていたほうがよい場面では所持し、緊急時に速やかに使用できるよう、管内校長会で調整し、学校をお願いをしていこうと考えます。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。やはりできればそういうような形で緊急時も含めて、携帯電話を所持できるようになればなというふうに思います。

それでは、学校給食についてお伺いをいたします。質問に入る前にですが、今朝の新聞報道では、市役所新庁舎の総事業費が基本設計時から約27%増になるというような、そういうような新聞記事がありました。物価高騰や労務単価の上昇が主な要因ということのようですが、そういうような状況を踏まえて学校教育課長にお伺いをいたしますが、昨今の物価高騰等は学校給食の日々の献立にも大きな影響があると推察いたします。学校給食には摂取基準という児童生徒の健康の増進と食育の推進を図るために望ましい栄養量が示されています。栄養教諭はこのことを踏まえて献立を作成していると思いますが、1食当たりの単価というか、賄い材料費に限られる中で、その苦労は並大抵のことではないというふうに思います。この現状をどう認識し、そしてどんな工夫をしておりますか、お伺いをいたします。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

電気料、食材料費、調味料など、多方面にわたる物価上昇に一般家庭も大きな打撃を受けているところですが、学校給食においても費用面の影響は大きいものがございます。率直に申し上げれば、やりにくい状況と認識しております。どのような状況にありましても、児童生徒の学齢に応じたエネルギーやたんぱく質、脂質、カルシウム、ビタミンなどに関する学校給食摂取基準は満たす必要がございます。栄養教諭の知識と経験を生かし献立を作成いたしますが、食材の選定時などには栄養教諭以外からも意見を出しながら、工夫を凝らして学校給食摂取基準を満たすべく努力いたしております。物価高騰も期間が長引いておりますので、予算を効果的に活用する工夫を継続しております。同じ食材なら安価なものを優先するというを基本といたしまして、食材の種類の検討やメニューの入替えなど、複数の工夫を組み合わせることで費用を抑えながらも栄養価や味を落とすことなく満足感を出すことができたり、児童生徒の楽しみの一つでありますデザートのコストを捻出したりしております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

それでは、関連質問ですが、放課後等デイサービス事業や、放課後児童健全育成事業の事業運営において、昨今の物価高騰等の影響は経営をさらに圧迫し、財務状況は非常に厳しいものがあるというふうに推察をしております。限られた事業費の中で、その影響が子供たちへと向かうことは避けなければなりません。事業者の現況をしっかりと把握することはもちろんのことですが、事業の質を維持するための必要な支援など、何らかのお考えはありますか。まず、福祉介護課長にお願いをいたします。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

現在町内にある放課後等デイサービス事業所は、2法人が運営する4事業所でございます。令和5年度は給付金を支給させていただきましたが、今年度は現在のところ、物価高騰による具体的な支援ということは考えておりません。しかし、放課後等デイサービスの事業所と町では意見交換会の場も設けておりますので、要望や相談等がございましたら、その都度検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、引き続きまして子ども支援課長にお願いをいたします。

○黒田重利議長 川島子ども支援課長。

〔川島隆史子ども支援課長登壇〕

○川島隆史子ども支援課長 お答えいたします。

放課後児童健全育成事業者への必要な支援というご質問についてですが、事業者に対しては子ども・子育て支援事業費補助金がございます。こちらは、物価高騰や人件費の増加などにより、国の基準単価の改正があった場合には、当町でも国の基準に合わせた改正を行っております。また、事業者からの要望等があった場合には話し合い、協議する場を設ける対応もしております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 これからもこの事業者とのコミュニケーションを深めていただければなというふうに思います。

それでは、次になりますが、栄養教諭等の人員確保についてでございます。教育長にお伺いをいたします。学校給食センターの栄養教諭等は、毎月の献立等の作成、日々の給食調理指導、学校で

の食育授業など、業務が広範にわたります。私の記憶では、そんなに遠くない過去でございますが、栄養士等が2人から3名配置をされていた。そしてその当時、日々の業務、毎月の献立表の作成や食育教室等に取り組んでいたというふうに記憶をしております。現在は、県職員の栄養教諭が1名で業務を行っているとのことですが、県や町へ要望するなど、複数の栄養士等の確保する方策を検討できないものでしょうか。

○黒田重利議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えいたします。

現在、町には県費の栄養教諭が1名配置されております。県では、1日の学校給食提供食数に応じた栄養教諭の人数で配置しておりまして、それ以上の配置はかなわない状況です。町部局には栄養士1名の募集をお願いしておりますが、なかなか応募、採用に至らない状況でございます。学校給食センターでは、栄養教諭1名体制の厳しい状況ではございますが、栄養教諭の業務のうち食材の選定、学校での食育の授業につきまして、保健センター、こども園にそれぞれ配置しております管理栄養士に協力していただいております。引き続き栄養士の確保に向けまして、町部局とともに動いてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。町には管理栄養士が私の記憶でも2人ほどいらっしゃるのかなというふうに思っておりますが、そういう方にも協力をしていただいて、ひとまず何とかそういう面で側面から支援をいただければなというふうに思います。

学校給食費の無償化についてということで当初質問をさせていただいておりましたが、先ほどの同僚議員からの質問等の中で町長のほうからお答えをさせていただいておりますので、これについては割愛をさせていただいておりますが、近隣市町に遅れを取ることがないように引き続きお願いをしたいというふうに思います。

それでは、3の東武鉄道の関係でございます。これについても同僚議員のほうから質問がありましたので、内容を少し変更させていただく部分があると思いますが、ご承知いただければと思います。生徒、学生の通学や通勤として重要な東武小泉線の存続維持についてということで、私のほうからは質問をさせていただきます。

改正地域交通法、正式名称では地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律というものが昨年10月より全面施行となるなど、東武小泉線の存続維持を願う一人として、ある日突然廃線を前提とした協議の申出があるのではと心配をしております。町として乗降客数のアップの何らかの手だてが必要ではないかというふうに思っております。令和4年9月をもって東武小泉線のサービス水準の確保、維持を目的とし、これまでの広域路線バス2路線を廃止、その上で

東武小泉線を地域間幹線と位置づけ、そこにつながる支線として町内循環バスというのを配置しているようでございます。第六次総合計画の鉄道交通の推進では、利便的な接続に向けての要望活動や、利用促進に向けての啓発活動を継続して実施していますという内容ですが、乗降客アップの具体的な施策にはちょっと乏しい感があります。さらに、平成30年3月に策定された群馬県交通まちづくり戦略で公表された予測によりますと、2035年には東武小泉線の延べ利用者数は、60%以上の減少が見込まれているというようなことが公表されております。では、企画課長のほうに質問をさせていただきます。東武鉄道の伊勢崎線、佐野線や小泉線等の沿線の市町で構成する東武鉄道整備促進期成同盟会についてですが、同僚議員の中で少し答えているようですので、会の設置目的について教えていただけますか。

○黒田重利議長 小沼企画課長。

〔小沼勇人企画課長登壇〕

○小沼勇人企画課長 お答えいたします。

議員のおっしゃった東武鉄道整備促進期成同盟会ですが、こちらは東武鉄道沿線の栃木県、群馬県の7市5町のほうで組織されております。会の設置目的としますと、関係市町における東武鉄道の複線化及び利便性の向上となっております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 この後、活動実績などをお聞きする予定でございましたが、これについては先ほどというか、質問に答えていただいておりますので、この辺については割愛をさせていただきまして、町長のほうにお伺いをいたします。東武小泉線の存続維持について、沿線市町とも共同歩調を取ることはもちろんですが、加えて町として乗降客数のアップにつなげる何らかの手だてを考える必要があると思います。例えば本中野駅や篠塚駅から乗車してもらうために、その駅周辺に利用しやすいそれ相応の台数が駐車できる駐車場を確保するとか、あと一方では駅舎内に行政機能を有する施設を設置するなど、駅を身近に感じてもらうことというものも一例なのかなと、そんなふうに思いますが、お考えをお聞かせください。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

ただいま議員のほうから何点かご提案もございましたけれども、私のほうがまず第一に考えるのが、やはりユニバーサルデザインなどの公共交通機関として利用しやすい環境を整えていくことがまずは大事なだろうと思っています。その上で、また利用者のニーズや状況を見ながら、必要な部分については追加で対応していくことも可能だと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○５番 神山 均議員 それでは、引き続きそれらのことについて検討していただければと思います。

それでは、次に参りますが、新型コロナウイルス感染症の現状等について、健康づくり課長にお伺いをいたします。まず、子供たちや高齢者等の新型コロナウイルス感染症の昨今の感染状況を踏まえまして、現在の感染状況をどのように認識しておりますか。

○黒田重利議長 田中健康づくり課長。

〔田中敏明健康づくり課長登壇〕

○田中敏明健康づくり課長 答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和５年５月に感染症法上の位置づけが２類から５類になったことにより、感染者の総数を把握する方式から、一部の代表的な医療機関の感染者数を把握する方式に変更となりました。また、感染者に対する行政機関の関与もほぼなくなっていることから、感染状況につきましては、国や県が発表する情報から大まかな傾向を把握するのみとなっております。したがって、町全体の感染状況につきましては、国や県が定期的に発表している情報から推測することしかできませんが、感染者数は一定のサイクルで増減を繰り返しており、県内におきましては、社会福祉施設での集団感染も発生しているようでございます。感染症法上の位置づけが２類から５類になったとはいえ、感染するおそれがなくなったわけではありませんので、特に感染によるリスクの高い高齢者や基礎疾患のある方につきましては、引き続き感染防止の取組をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○５番 神山 均議員 それでは、次の質問ですが、新型コロナウイルス感染症予防接種の自己負担軽減策の検討状況をお聞かせください。

○黒田重利議長 田中健康づくり課長。

〔田中敏明健康づくり課長登壇〕

○田中敏明健康づくり課長 新型コロナウイルスワクチン接種について、令和６年３月までは全額公費負担としておりましたが、令和６年の秋以降、６５歳以上の方及び６０歳から６４歳で特定の疾患のある方を対象に一部自己負担をお願いして実施する予定でございます。現時点で国は接種に係る費用を１回１万５,３００円と見込んでおり、その半額程度の８,３００円が国の助成となると思われております。残る７,０００円のうち、本人負担額を幾らにするかは館林市及び邑楽郡５町で協議し、近隣市町と足並みをそろえてまいりたいと考えております。現在１市５町で協議中でございます。具体的な実施内容が決まり次第、なるべく早く町民の皆様にお知らせできるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 この負担の関係ですが、最近の新聞報道などによりますと、高崎市は1,500円というふうな金額が実際出ているようです。

それでは、大きな項目に移らせていただきますが、2としまして、農地中間管理事業等についてお伺いをいたします。まず、農地中間管理事業、農地バンク事業とはどのような事業でしょうか、農業振興課長のほうにお伺いいたします。

○黒田重利議長 金井農業振興課長。

〔金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

農地中間管理事業につきましては、都道府県知事が指定をいたしました農地中間管理機構が農地の中間的受皿となり、土地所有者などの農地を貸したい人から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手農家等へ農地を貸し付けるという制度でございます。群馬県における農地中間管理機構の窓口は、公益財団法人群馬県農業公社が指定されておりますが、実際の貸し借りの仲介などにつきましては、市町村や農業協同組合が群馬県農業公社から事務委託を受けて実施しております。貸手である土地所有者の方や、借手となる農家の方が本事業に取り組みたい場合は、群馬県農業公社にも相談窓口はございますが、町内の農地を貸し借りしたい場合には、地域の実情を把握している町の農業振興課や邑楽館林農業協同組合までご連絡いただければ、個別な相談にも対応ができます。

農地中間管理事業につきましては、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、これまでの市町村が作成した農用地利用集積計画による農地の貸借から、農地中間管理機構を経由した農用地利用集積等促進計画の一本化へと変更されました。なお、農地中間管理機構以外でも、これまでどおり農地法第3条による農地の貸し借りは可能でございますが、農業経営基盤強化促進法の利用権設定による貸し借りにつきましては、令和7年4月以降はできなくなりますので、注意が必要となります。また、農地中間管理事業で農地中間管理機構が借り受ける農地につきましては、市街化区域以外の農業振興地域内にある田や畑などとなります。

なお、貸手が所有している農地を全部貸す必要はなく、一筆単位でも貸し借りが可能となっております。貸付けの期間につきましては、原則として10年となっておりますが、貸手と借手の協議によっては5年間まで短縮ができます。貸付け期間中に農地を借りている方が、何らかの事情により耕作できなくなった場合につきましては、原則としては貸手が自ら借りてくれる耕作者を探していただく必要がありますが、状況によっては次の借手を探すために必要な期間として1年間は機構の群馬県農業公社が中間保有し、管理をする場合がございます。このような状況が生じましたら、町の農業振興課や邑楽館林農業協同組合、群馬県農業公社にお問合せをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 農地を耕作できなくなった場合については、1年間は群馬県農業公社のほうでということですね。

それでは、次ですが、農地中間管理事業を利用した場合のメリットやデメリットについて教えてください。

○黒田重利議長 金井農業振興課長。

〔金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

まず、貸手側のメリットにつきましては、貸し付ける期間が農地中間管理機構という公的な位置づけとなるため、安心感がございます。貸手への賃料は、農地中間管理機構から確実に振り込まれ、農地中間管理機構に貸した農地は農地中間管理機構との契約期間終了後には必ず返却されます。引き続きほかの方に耕作してもらいたい場合などでも、再貸付けが可能となります。そのほか農地中間管理機構に貸し付けた農地につきましては、条件を満たした上で、税などの優遇制度が適用される場合がございます。

続きまして、借手側のメリットにつきましては、農地を複数の所有者から借り受ける場合であっても、貸手の賃料の支払い事務は農地中間管理機構が行うため、借手の賃料をまとめて農地中間管理機構に払えばよく、個別の支払いに係る手間などを省くことができます。また、多くの農地を借り受ける場合の賃貸借契約を行う場合にも農地中間管理機構との契約に集約できます。

次に、デメリットでございますが、現状におきましては、農地中間管理機構の窓口となっております群馬県農業公社の規定におきまして、賃料につきましては主食用米等の物納での支払いができないことと、貸借期間について5年未満の短期間を希望しても契約ができないということになってございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。以前、兼業農家の方の中には定年後は農地を少し増やして農業をとという声を聞きました。年金の支給年齢等に伴い、定年年齢も引き上げられ、農業に従事できる年数が短くなってきています。また、農業従事者が減り続けている現状を少しでも改善方向に向かわせる方策というものはないものなのでしょうか。

次に、要望です。JAは持続可能な経営基盤の確立・強化を目指してという名の下に、施設等の集約を進めています。当然農家や地域利用者の方々にとっては不便を来すことになります。最近では、中野給油所の閉鎖がその例だと思います。農家数の減少に歯止めがかからず、JAの事業規模等が縮小するなどにより、さらに施設等の集約が進むかもしれません。この先、石打ライスセンターや長柄カントリーエレベーターが老朽化や合理化、財政等の理由から集約や閉鎖にでもなったら、町の農業はより一層厳しさを増すと思います。こうならないように、これまで以上に行政が先頭に

立ち、農家の皆さんやＪＡと力を合わせて農業振興の推進に努めていただくよう要望をいたします。

それでは、大きな題として３番でございます。ハラスメント等について。職員のハラスメント等についてお伺いをいたします。職員が業務中に身につける名札をフルネームから名字のみの表記に変更する動きというのが広がっています。職員のプライバシー保護に加え、過剰な要求や不当の言いがかりなどのカスタマーハラスメント対策の一面もあるとのこと。ある自治体では、名札への顔写真の掲載も取りやめ、これまでにカスタマーハラスメント被害があったわけでもないとした上で、先んじて手を打った、職員には不要な心配を抱えずに職務に専念してほしいという狙いを語っています。ここで町長のほうにお伺いをいたします。職員が業務中に身につける名札をフルネームから名字のみの表記や顔写真の削除など、変更するお考えはありますか。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

現在の私も今着用しているこの名札でありますけれども、平成29年にデザインされたものを現在も踏襲しているようでございます。現在の名札には顔写真、それからフルネームの名前が記載されておりまして、昨今カスタマーハラスメント防止のために、群馬県内でも氏名のうち名字だけにするというような動きがあることは承知しております。しかしながら、窓口等で対応する際に、氏名等については基本的には名乗るものですから、それだけで防止できるかどうかについては疑問がある部分もございまして、いずれにしても職員証は身分証の意味合いも持っているところもございまして、どういうデザインがいいかについては、今後また総務課のほうで引き続き検討いたしまして、対応は可能でございますから、職員の意見も聞きながら、カスタマーハラスメントの防止について町のほうも対応はしていきたいというふうに考えています。

○黒田重利議長 神山均議員。

○５番 神山 均議員 別件でございますが、全国的には議員が関係するセクシャルハラスメント、パワーハラスメントの事案が報道されています。また、職員同士、議員間、あるいは職員から議員へのケースなども否定できないと思います。このようなことがない社会になってほしいと個人的には思っております。

それでは、少し早いですが、これで質問を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午後 １時４２分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 １時５９分 再開〕

◇ 三ツ村 由 紀 議 員

○黒田重利議長 2 番、三ツ村由紀議員。

〔2 番 三ツ村由紀議員登壇〕

○2 番 三ツ村由紀議員 皆さん、こんにちは。議席番号2番、三ツ村由紀です。通告に従いまして、一般質問いたします。

今回の通告は、不登校児童生徒の支援対策と学童保育の課題です。まず先に不登校児童生徒の支援対策についてお尋ねします。文部科学省によると、不登校児童生徒とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたものと定義しています。また、文部科学省が実施した児童生徒の問題行動・不登校調査の令和4年度の調査によると、国立、公立、私立の小中学校の不登校児童生徒数が過去最多の約29万9,000人で、前年度比22.1%の大幅増となりました。学校内外の専門機関で相談を受けていない児童生徒数も過去最多の約11万4,000人、うち90日以上欠席している児童生徒も過去最多の約5万9,000人です。

新型コロナウイルス感染症を経験した子供たちは、感染を予防しながらの生活の中、不安や悩みを相談できなかった可能性や、子供たちの不安や悩みとは従来異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりするなどの可能性も考慮し、引き続き周囲の大人が子供たちのＳＯＳを受け止め、組織的に対応を行い、外部の関係機関とも積極的に連携して対処するなど、きめ細やかな対応が求められています。

以上のことを鑑みて、不登校児童生徒の支援対策について質問いたします。この4月より邑楽町教育委員会では小林教育長が新たに就任されました。それに伴い、教育委員会も新体制となりました。小林教育長は学校長をされていたことですが、まず小林教育長にお尋ねします。先日邑楽町のホームページ内にて「教育長からのお知らせ 令和6年度あいさつ」を拝見しました。そこに令和6年度邑楽町教育行政方針の7つが目標として掲載されていました。その中の目標1「おうら生き生きプラン」を実現する学校教育の推進の中に、不登校対策についての記載があります。以上のことを踏まえ、不登校の現状に対する教育長のお考えや思いなどをお聞かせください。

○黒田重利議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えいたします。

不登校児童生徒が増えているという実情は、容易には解消され得ない問題だと認識しております。不登校に至る背景は一人一人異なりますし、要因も複数が重なり合ったり、原因と見える要因はきっかけにすぎず、別の要因が潜んでいたりする場合があるからです。不登校の未然防止を目指しつつ、全ての児童生徒に社会性や生きる力が備わり、社会に大きく羽ばたいていけるよう取り組んで

いく所存でございます。基本に立ち返りまして、学校、家庭、地域、関係機関の役割分担を見極めまして、持ち場ごとのチーム力が児童生徒のため、最大限に発揮できることを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。繰り返しになりますが、コロナ禍を経験した児童生徒にとっての影響は、私たちが思っている以上に深刻であると言わざるを得ません。国立成育医療研究センターが令和2年度から令和4年度にかけて行ったアンケート調査によると、新型コロナウイルス感染症が収まり、社会活動が正常化しても子供たちの摂食障害、抑鬱傾向、孤独感はほとんど改善していないという結果が出ております。学校再開に伴い、逆に子供たちの不安が高まり、抑鬱症状を示す子供も出ているということです。コロナ禍が子供たちに与えた影響はあまりにも大きく、そして子供たちの心の不調はそう簡単には元に戻らないということをこの調査は示していると考えます。このことは本人や家族においてつらい悩みとなるばかりではなく、不安と葛藤の中でもがき苦しんでいる子供の声を一人でも多く聞き取っていただきたいと願ひまして、質問させていただきます。

まず最初に、不登校の未然防止に向け、現状把握に基づく改善への基本的な考えをお伺いします。邑楽町における令和4年度の不登校者数は小中学校合わせて45人とありますが、令和5年度の不登校者数の推移を教えてください。具体的な人数は児童生徒や保護者、学校に配慮して、令和4年度と比較して増えているのか、減っているのかだけで結構です。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

令和4年度と比較した令和5年度の不登校者数ですが、文部科学省の調査に集計される数字で見ますと、町では増加となりました。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 文部科学省が実施した不登校児童生徒の調査の例に漏れず、増加傾向にあるということですね。では、文部科学省が実施した令和4年度の調査によると、90日以上欠席している児童生徒数も過去最多の約5万9,000人とありますが、町内において90日以上長期にわたり欠席している児童生徒はいるのでしょうか。また、町として不登校者数が増加している要因をどのように分析するかも併せて伺います。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長　お答えいたします。

町でも90日以上にくられる不登校者数の存在はございます。不登校者数増加の要因は、専門家の分析でも幾つか見解があるようですが、町の要因はこれだというのはっきりした一つはないように見受けられます。要因は個々に違うのが現状です。多くのケースに共通して言えるとすれば、何となくの不安感、何となく行きたくない、何となく気分がさえない、何となくだるいなど、何となくの傾向が目につきます。その何となくの原因は生活習慣の乱れにあるという専門家の見解もあるようです。不登校の要因の分析では、なかなか結果を形にしにくいようですが、町にも何となくの傾向が見受けられますので、その対策の一つとして食育も引き続きしっかり進めてまいり、早寝早起き朝御飯の実践で生活習慣が整うことを目指したいと考えます。

以上でございます。

○黒田重利議長　三ツ村由紀議員。

○2番　三ツ村由紀議員　長期の欠席にならないように早期に支援を行うことを課題として取り組んでほしいと願います。町には教育長が所長を務めるふれあい教室という適応指導教室が共同福祉施設の中にあります。令和4年度では小中学生合わせて7人が利用しているとのことですが、令和5年度の利用者数を教えてください。具体的な人数は不登校者数と同様、児童生徒や保護者、学校に配慮して、小中学生の合計人数だけで結構です。

○黒田重利議長　松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長　お答えいたします。

令和5年度におけるふれあい教室の利用者は、合計で6名でございました。

以上でございます。

○黒田重利議長　三ツ村由紀議員。

○2番　三ツ村由紀議員　ありがとうございます。合計で6名ということなのですが、不登校者数が増加傾向にあるということですが、それに対してふれあい教室の利用者数が少ないように思われます。ふれあい教室のお知らせ、周知はどのようにしてやるのでしょうか。また、今後の取組方針と併せて教えてください。

○黒田重利議長　松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長　お答えいたします。

ふれあい教室の周知ですが、園、小中学校の保護者へ向けてのリーフレットの配布に加えまして、就学時健診など、保護者の集まる機会に室長と指導員がお邪魔してふれあい教室の取組内容や職員の紹介をさせていただいております。また、今年度は新たな取組がスタートします。学校には町費による相談員が各1名配置され、児童生徒や保護者からの相談に対応しております。県費で配置さ

れるスクールカウンセラーは専門家ですが、複数の学校を受け持っており、月に2回から4回の来校となりますので、いつでも相談できる環境ではございません。その点、相談員は専門家ではありませんが、毎日勤務しておりますので、相談しやすい体制となっております。そこで、今年度はふれあい教室の室長が各学校を訪問し、管理職や相談員から児童生徒の様子を聞き取る計画を立てました。室長は、教育相談技術認定の上級を有しておりますので、その見識を生かし、相談員からの相談にも乗っていただく計画です。室長が学校を訪問する中で、ふれあい教室が支援できる内容を紹介してまいります。また、6校の困り感を一旦集約し、学校だけで対応できること、ふれあい教室が支援できること、町が支援できること、その他専門機関につなげる必要があるケースと仕分をすることで、児童生徒や保護者に最適な支援を届けることができるよう動き始めております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。ふれあい教室にいろいろな情報が集まり、情報を共有することができれば、不登校児童生徒への対応も向上していくと思われます。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、学校にもふれあい教室にも行けないような児童生徒に対してはどのような支援をしているのでしょうか、お尋ねします。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

学校が個々に即した方法で実際に行っている支援を紹介いたします。担任や学年職員による電話連絡や家庭訪問を通し、児童生徒の様子を把握しつつ、学校からも必要な情報を提供する。保護者も含めた相談体制の提供、配布物を届けながら学校の様子を伝える、友達との関わりを通した登校の促し、児童生徒または親子での放課後登校、オンラインによる担任や同級生との関係づくり、学校行事へのお誘い、学校やクラスの情報提供などのタブレットでのやり取りなどがございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 不登校の理由が多種多様あるように、支援の方法も個人個人によりケース・バイ・ケースだと思われます。児童生徒一人一人に配慮し、寄り添った丁寧な支援を今後も継続して行っていただきたいと思います。

次に参ります。令和4年度呂宋町教育委員会点検評価報告書を読みました。その中に、登校しぶりや不登校の児童生徒、子育てに悩みを抱える保護者への相談・支援の体制を充実させるため、小中連携を意識してスクールカウンセラー（県費）と学校相談員（町費）を配置しましたとあります。一人一人の困り感に対して専門的な対応が必要となる場合があると考えますが、スクールカウンセ

ラーや学校相談員の取組状況について具体的にお聞かせください。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

スクールカウンセラーや相談員の取組ですが、スクールカウンセラーは、主に児童生徒や保護者へのカウンセリング及びその結果の教職員へのフィードバックとアドバイスを行っております。そのほか可能な場合には、各学校で週1回程度開催されております教育相談部会に出席し、教職員との情報共有を図っております。相談室では、困り感や教室での居づらさを抱える場合に、安心できる居場所として児童生徒を迎え入れておりますが、そこで相談員は相談室登校児童生徒への支援、保護者との面談のほか、相談室を利用する児童生徒とその担任との連絡調整、時には学習支援なども行っております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。不登校を未然に防ぐためにも、学校での様子には何も変化がなかったのかという疑問があります。子供たちの生活拠点は家庭と学校であり、親たちにとって学校生活の状況を知るためには、子供から聞くか、学校からの情報に頼らざるを得ません。登校できなくなる前に、それとは違う表情や雰囲気など、必ず小さな変化といった予兆があるのではないかと考えます。こうしたことを早期に捉え、対応することが重要であり、防止、初期対応の充実が課題となると思います。そこで、不登校の定義を踏まえ、どのような事柄を予兆として捉え、把握しているのでしょうか、お伺いします。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

学校で着目している不登校の予兆といたしましては、連続の欠席のほかに、発熱がなく頭痛や腹痛が続く、遅刻・早退が増える、登校しぶりはあるが登校後はふだんどおり過ごすことができる、顔色や様子がいつもと異なる、表情が暗くあまりしゃべらないなど元気がない、保健室へ行く回数が増えた、朝起きられないという理由で学校を欠席することがあるなどでございます。また、町内の全校で実施しております学校生活の充実と人間関係づくりや学級づくりに役立てるための心理検査がございまして、その結果に気になる点がある場合にも不登校の予兆として着目いたしております。これらの変化を察知した場合には、児童生徒への声かけやじっくり話を聞くなど、抱えている不安感などに丁寧に関わり添います。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 繰り返しになりますが、不登校の原因というのは多種多様で、子供たちの個性も様々なので、一人一人の不登校の要因も複数抱えています。そして、この年頃は親を客観的に見るようになり、疑問を持ったり、細かいことに理由なく反発心を持ったりといった、いわゆる反抗期とも言える思春期です。大人へと成長するためにとても大切な時期だとは言われていますが、不登校と重なったその渦中にいる家族と子供は大変な思いをしているのではないかと感じています。思春期の心の難しさというのはいろいろなところに発生していて、一朝一夕に効果が見えるものではないことは理解しております。しかし、学校に行けなくなっただけでもう未来がないと、生まれて10年前後の子供が死ぬほどの苦しみの中でもがき苦しみながら、いつまでもいることがないように、今できる限りの支援を望みます。特に中学3年生は義務教育が終了です。その後どうしたらよいのか、自分はどうなるのか、子供にとっても最大の節目、危機ですので、丁寧な対応をしていただきたいと思います。教育の目的の一つに、児童生徒の将来に向けた社会的自立があります。自己肯定感を高めていくためにも自らの進路を自らが決めることは重要だと考えておりますが、不登校児童生徒への進路指導や進路相談はどのように行っているのでしょうか、お伺いします。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

不登校児童生徒への進路指導や、その相談についてですが、進路指導は小学校では中学校進学を見据えて、特に卒業前の1年間は計画的に個々の状況に応じて行います。中学校では、担任が進路に関する情報を伝えます。三者面談も通常どおり設定しまして、場合によっては保護者と担任で二者面談を行います。進路に関しては、保護者にも本人にも情報を提供し、家庭と学校の双方で支援できる体制づくりを心がけております。相談は日頃家庭と連絡を取り合う中で本人や保護者の気持ちに寄り添いながら、相談が必要な場面で適宜行っております。場所は学校であったり、家庭訪問の場合もございます。相談内容に応じて、担任や管理職、スクールカウンセラーなどが同席いたします。タイミングも本人に合わせますので、放課後登校のときに行う場合もございます。不登校というものの、ほとんどの場合は別室への登校などができておりますので、それぞれの機会を捉えて進路指導やその相談を行っております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。

最後に、2点伺います。まず、1つ目ですが、今は学校に行けないけれども、自宅でオンライン授業を受けたり、公的機関や民間で提供しているオンラインの学習動画など、学びを止めないための様々な選択肢があります。しかし、教室で授業を受けていない、みんなと同じテストを受けていない児童生徒に対する出欠の扱いや通知表に記載される成績はどのように対応されているのか、お

伺います。

次に、2つ目ですが、高校入試の際に内申書に書かれる内容のため、出席日数が気になり、子供自身が無理して登校しようとしたり、また保護者が子供を無理に登校させようとしてしまうことがあるのではないかと危惧しています。そこで、不登校児童生徒の出席日数における高校入試の内申書への影響、配慮についてもお伺いします。

1つ目、2つ目共に小林教育長にお尋ねします。

○黒田重利議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えいたします。

まず、1つ目の不登校児童生徒の出欠の扱いと通知表に記載される成績との対応について申し上げます。まず、不登校児童生徒の出欠の扱いにおける基本的な考え方ですが、丸1日欠席をしている場合には、これは欠席として扱います。教室に入れなくても相談室等別室に登校している場合にも出席として扱います。朝や夕方などに登校して短時間であっても担任などと話したりすることができれば、これは遅刻ですとか、早退の扱いとなっております。

次に、通知表に記載される成績についてですが、これは状況によります。出欠の状況や教科の特性によりまして成績が出せる場合には、これはもちろん表記いたします。出せない場合には斜線を引くこともあります。必要に応じまして所見欄を活用して、相談室での様子ですとか、担任の願い等を文章記述でお伝えすることになっております。最初の質問については以上でございます。

続きまして、不登校児童生徒の出席日数における高校入試の内申書への影響、配慮についてお答えいたします。不登校か否かにかかわらず、出席日数は数字をそのまま内申書に記載することとなっております。それをどのように考慮するかは各高校の判断となります。ただ、中学校では不登校生徒への配慮といたしまして、本人が努力してきたこと、あるいは成長してきたことを文章で記載して高校に伝えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 いろいろ配慮されていることが分かりました。ありがとうございます。

最後に、橋本町長にお尋ねします。以上のようなことを総括して、不登校の現状に対する町の支援や対策、お考えや思いなどをお聞かせください。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

不登校の課題につきましては、一番最初の質疑にあったと思いますけれども、その背景については様々な要因が絡んでおり、一概には言えないというところでありますけれども、であるからこそ

町のほうもスクールカウンセラーだけでなく、町費による相談員の配置、そしてふれあい教室の設置などを行っています。これらについては、今後も引き続き教育委員会部局と町部局が同一で歩調を取りながら、財政的な支援をしっかりと確保していくことが必要だろうと考えています。町長が招集する教育総合会議というものも年度末に開催しておりますけれども、昨年度もこの問題につきましては一部共有をさせていただきました。今後も引き続き子供たちが社会性を身につけ、そして健やかに成長できる環境を引き続き整えられるように、歩調を合わせながら取り組んでいきたいと、このように考えています。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 私は、学校に通えない子も含めて、全ての子供たちが一人一人毎日を笑顔で幸せに送ってほしい、どの子も未来への希望を諦めないでほしい。そのためにも学校は、行政は、私たちは、大人はできる限りの支援をしなければならないと思っています。不登校の問題は原因や背景がなかなか明確にならないことで対応に苦慮していることが大きな課題となっております。どうか子供たちが何を望み、何を求めているのか、ぜひその声に耳を傾けていただき、誰一人取り残さないためにも不登校支援に全力で取り組んでいただきたいと思います。

次に、学童保育の課題についてお尋ねします。令和5年4月にこども家庭庁が発足し、同時にこども基本法も施行されました。6つの理念の6番目には、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備することがうたわれています。家庭や保護者にとっては医療費をはじめ様々な経済負担への手厚い支援のほか、身近な相談窓口など、働きながら子育てしやすい重層的な支援体制の整備が不可欠だと考えております。先日、ある方から、今学童保育料が1万2,000円だが、半額の6,000円になれば午後6時30分まで子供を預けることができるので、働く人も増えるだろうし、それに伴い町の税収も増え、邑楽町に魅力を感じ、移住者も増えるのではないかと。児童館は午後5時までと預けるには短く、一方、学童保育は利用料が1万2,000円と高いので、預けたくても預けられない人もいるというようなことをお聞きしました。私は勉強不足でしたので、まず町のホームページを見ると、児童館は町が管理していて、町内に4つあり、無料で午後5時まで預けることができる。留守宅児童の申請をし、承認されると最長午後6時30分まで利用できるとありました。次に学童保育所について調べてみると、お問合せは直接各学童保育所へご連絡くださいとあったので、学童保育所くらかけ広場に電話をして聞いてみました。すると、学童保育は町の管理ではない民間のNPO法人がやっているため、職員の人件費がかかるため、料金の1万2,000円は下げることができない。児童館とやっている内容は変わらないが、違いはおやつが出たり、延長料金15分100円で最長午後7時まで預けることができるということでした。そこでお尋ねします。児童館は無料で、学童保育は1万2,000円という金額の大きな違いはありますが、学童保育と児童館の直接の役割や、町が考える学童保育と児童館の現状と課題についてお伺いします。

○黒田重利議長 川島子ども支援課長。

〔川島隆史子ども支援課長登壇〕

○川島隆史子ども支援課長 お答えいたします。

学童保育は、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業のことを指し、放課後児童クラブとも言われます。学童保育は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、その放課後の時間帯において適切な遊び及び生活の場を提供し、支援することを通してその児童の健全育成を図ることを目的としています。児童館は利用について大きく分けると、通常午後5時までの一般利用と、学童保育のような保護者の就労等の関係により、申請をすることで最長午後6時30分まで利用可能な留守宅児童の2つに分けられます。この留守宅児童が学童保育でいうところの放課後児童クラブに当たります。児童館は児童に健全な遊びを与え、情操豊かな子供を育てるため、学童保育と同様、児童福祉法の規定に基づいて設置されております。児童の集団及び個人的な遊びの指導、未就学児や保護者の交流の場や遊び場としても利用されております。また、保護者のニーズに応えるためには、安定的な職員の採用は不可欠になってまいりますが、継続的かつ十分な採用には至っていないのが現実となっております。子供たちが毎日安心して施設を利用できるように各施設と連携を図り、子ども・子育て会議など、皆様からのご意見もいただきながら今後の運営を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。お隣の大泉町では、学童保育の利用料が3,000円と、邑楽町の4分の1です。町から補助を出し、利用料を減額すること、今回のご相談にあった半額の6,000円にするということとはできないのかどうかお尋ねします。

○黒田重利議長 川島子ども支援課長。

〔川島隆史子ども支援課長登壇〕

○川島隆史子ども支援課長 お答えいたします。

当町にある学童保育所は、放課後における子供たちの安全で健やかな居場所として、児童館とともに重要な役割を担っております。学童保育の利用料を減額できないかというご質問についてですが、利用料についてはそれぞれの運営者により、支援員の人数やその雇用形態、保育内容などを基に決定されたものでもあります。一方で、経済的な問題で子供たちの健全な放課後の生活に影響を与えることのないように、補助の在り方については運営者側と学童保育所のあるべき方向について、話し合いを進めていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。では、町が管理する学童保育を建設し、もちろん建設する際には県や国からの支援が必要だと思いますが、その上で利用料を無料にしたり、利用料

を下げたりという予定はあるかどうか、ないか、お願いします。

○黒田重利議長 川島子ども支援課長。

〔川島隆史子ども支援課長登壇〕

○川島隆史子ども支援課長 お答えいたします。

現状においては、町営の学童保育所を建設する予定はございません。また、その必要性については、子ども・子育て会議において広くご意見をいただき、町内の学童保育のニーズ量を注視していく必要があると考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 最後に、橋本町長にお尋ねします。以上のことを踏まえて、学童保育の現状に対するお考えや思いなどをお聞かせください。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

この学童保育に関する町長の思いということでございますけれども、現在共働きの世帯が増加をしており、子供が安心して過ごす居場所として学童保育の重要性、必要性は高まっているのだろーと思います。児童館におきましても、いわゆる17時以降の留守宅児童の利用が多いというのもその現れかなと思います。そうしたことから、町としましては令和6年度、今年の4月から今まで4館あるうち館長が1人で2つを見る、2人で4館を見ていたというような状況がございましたけれども、全ての館に館長を配置して、より指導監督が行き届くよう安全な環境を整えたと、1つはそういうことがございます。

また、議員の質疑の中に保護者の負担の低減という部分の話題がございましたけれども、現状令和5年度の実績におきましては、いわゆる民間事業者の放課後児童健全育成事業に対する補助といたしまして、2事業者に500万円弱の補助の交付もして財政的な支援をし、保護者の保育料の負担軽減を図っているところでございますので、一部につきましてご理解いただきたいというふうに考えております。いずれにしても今後も事業者、また保護者のニーズを的確に把握をいたしながら、就労する保護者が安心して預けられる場所の提供に努めてまいりたいと、このように考えております。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ぜひとも前向きにご検討いただき、こども基本法の6番目にある、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備していただけたらと思います。

最後になりますが、邑楽町の未来にとって、ひいては日本の未来にとっても子供たちの存在は希望以外の何物でもありません。子供たちは、日本の未来そのものと言っても過言ではないと思いま

す。子育て支援、不登校支援など、課題は山積みではありますが、どうか子育て世代の家庭に寄り添った、子供一人一人に寄り添った支援を今後も継続していただくことを願いまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午後 2時50分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 3時05分 再開〕

◇ 塩 井 早 苗 議 員

○黒田重利議長 12番、塩井早苗議員。

〔12番 塩井早苗議員登壇〕

○12番 塩井早苗議員 では、議席番号12番、塩井早苗です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

タイトルは、邑楽町における農業問題についてです。とてもこれは難しい問題。私にとってはとてもとても考えがいろいろ及ばないようなこともございますが、今日は返答等をいただきながら、もう一度自分自身の勉強にもしていきたいと、こんなふうに思っております。

農業は、邑楽町の伝統的産業でありました。県内の穀倉地帯の一角を担ってきました。しかし、高齢化に伴い、離農や農畜産物の価格の低迷などによる経営環境の悪化により、新規就農者は伸び悩んでおりまして、農家人口が減少しています。また、近年野生の鳥獣による農作物被害も大変なものです。経営耕地面積が、農家要件というのが50アールだそうですが、それに達しない小さな小規模農家も多く存在しています。農地を借りて大規模に耕作している人も高齢化しています。知っている方でも80歳を過ぎていらっしゃるというようなことをおっしゃっていました。80歳以上、夫婦または1人で耕作している人もいらっしゃいます。これらの方たちが農業を続けられないので農地を返しますと言われたらどうなるのか。これらの土地がどうなってしまうのかとても心配です。ますます耕作放棄地や荒廃農地が増えてしまうのではないかと危惧しております。農業が衰退していくことは大変な危機であります。第2次世界大戦中や戦後における食糧難は、高齢の方は皆経験しています。食物があるということはとても生活が安定し、心が豊かになると感じます。日本の食料自給率は38%ですが、自給率をもっと上げ、私たち町民が安心して暮らせるようにしたいのが願いです。

そこで、農業振興課長にお尋ねします。現状を知ることで、何らかの対策が見えてくるのではないかと感じていますので、いろいろな項目をお聞かせいただきたいと思います。まず、町内の農家数と農家人口の推移をお尋ねいたします。

○黒田重利議長 金井農業振興課長。

〔金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

町内の農家数につきましては、農林業センサスの数値となりますが、直近の調査について10年ごとの推移を申し上げます。平成12年が1,090戸、平成22年が877戸、令和2年が618戸で、令和2年以前の20年間で472戸減少しております。

また、農家人口は、子供も含めた農家の世帯の総数となり、農林業センサスにおいて平成17年までの調査で終了しております。なお、平成17年の調査では農家人口は4,081人でした。代わりに現在も調査を継続しております町内の販売農家数、こちらの推移を申し上げます。販売農家とは、農林業センサスの定義では、農業を営む経営耕地面積が30アール以上、または調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家となります。農家数と同じく直近の調査について10年ごとの推移を申し上げます。町内の販売農家数は、平成12年が870戸、平成22年が598戸、令和2年が379戸となり、令和2年以前の20年間で491戸減少しております。

以上でございます。

○黒田重利議長 塩井早苗議員。

○12番 塩井早苗議員 やっぱり減少しているということが分かりました。それでは、耕作面積と作付面積等の推移はいかがでしょうか。

○黒田重利議長 金井農業振興課長。

〔金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

町内の耕地面積につきましては、作物統計調査の面積調査による数値となりますが、平成30年度が1,490ヘクタール、令和元年度が1,480ヘクタール、令和2年度が1,460ヘクタール、令和3年度が1,450ヘクタール、令和4年度が1,440ヘクタールと推移しております。年々少しずつ減少している状況でございます。

続きまして、町内の主な農作物の作付面積と収穫量を申し上げます。こちらも作物統計調査による数値でございます。農作物の品目につきましては、水稻、小麦、白菜、ナス、キュウリの5品目でございますが、直近の数値3年間ににつきまして年度ごとに面積、収穫量の順番に申し上げます。初めに、水稻につきましては、令和2年産が788ヘクタール、3,920トン、令和3年産が795ヘクタール、3,980トン、令和4年産が759ヘクタール、3,880トンでございます。

次に、小麦につきましては、令和2年産が256ヘクタール、952トン、令和3年産が244ヘクタール、1,020トン、令和4年産が243ヘクタール、1,030トンでございます。

次に、白菜につきましては、令和2年産が47ヘクタール、4,650トン、令和3年産が同じく47ヘクタール、4,710トン、令和4年産が48ヘクタール、4,820トンでございます。

次に、ナスにつきましては、令和２年産が５ヘクタール、１８３トン、令和３年産が同じく５ヘクタール、１８２トン、令和４年産が５ヘクタール、１６９トンでございます。

最後になりますが、キュウリにつきましては、令和２年産が４ヘクタール、７６トン、令和３年産が３ヘクタール、６５トン、令和４年産が３ヘクタール、７１トンでございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 塩井早苗議員。

○１２番 塩井早苗議員 作物によって収穫が減ってきたのと、増えたのとあるわけです。違う政策がいろいろ入っていましたから、こういう数字が出ているのかと思います。それで、ここ数年で新規就農者というのはいらっしゃったのかどうか、数字で把握しているようだったらお知らせください。

○黒田重利議長 金井農業振興課長。

〔金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

町内におけるここ数年の新規就農者数につきましては、令和２年度がお二人、令和３年度が６人、令和４年度が２人、令和５年度、昨年度になりますが、こちらが２人でございます。令和２年度から令和５年度の４年間で、合計では１２人となっております。

以上でございます。

○黒田重利議長 塩井早苗議員。

○１２番 塩井早苗議員 私は想像していたのですが、この５年間ぐらいで２人ぐらいしかいらっしゃらないのではないのかなというふうに思っていたのです。１桁台ではなく、２桁台だったということが分かりました。ありがとうございます。

それで、新規就農者に対する国の支援がございましたね。２年間１５０万円ずつでしたでしょうか。１５０万円を２年間だけ支給して生活を支える、収入が取れるまでを少し面倒を見るというような支援だったような気がするのですけれども、その就農支援に対する支援金の支給状況はいかがでしょうか。

○黒田重利議長 金井農業振興課長。

〔金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

新規就農を支援する制度といたしましては、国の新規就農者育成総合対策といたしまして経営開始資金の交付事業がございます。本事業の目的は、次世代を担う農業者として４０代以下の農業従事者の拡大を目指し、新たに農業経営を開始する方に資金を交付するものでございます。交付額につきましては、議員おっしゃったとおり年間１５０万円で、最長で３年交付をするものとなっております。本事業の町の交付実績につきましては、最近では令和４年から２年、議員おっしゃったとおり２年間で一人の交付となっております。

以上でございます。

○黒田重利議長 塩井早苗議員。

○12番 塩井早苗議員 令和4年から2年間、1人しか交付できなかったということに対してちょっと疑問がありますので、教えていただきたいのですけれども、12人新規就農者がいらしたけれども、この新規就農に対する国の支援を受けられたのはお一人だけ。これは、何か理由があったのでしょうか。課長、就任したてで申し訳ないですが、その辺が分かりましたらお願いいたします。

○黒田重利議長 金井農業振興課長。

〔金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

実績が新規就農者、ここ4年間で先ほど申し上げましたとおり12名いらっしゃったわけですが、そのうちお一人ということで、少ない理由といたしましては、まず年齢要件があると思います。交付対象者の条件が独立自営農業就農時に49歳以下の者という要件がございますので、通常仕事を終えて退職してから就農される方等には対象にならないという理由がございます。

それと、あと対象者の方につきましては、就農形態の要件が雇用される就農や親元就農などではなく、あくまでご自身が就農を自営としてされるという条件がございますので、やはりUターン就農の方とかも町内は多くいらっしゃいますので、そういった方にはこの事業には該当できないといったようなリスクがございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 塩井早苗議員。

○12番 塩井早苗議員 せっかくの国の支援を受けられないのは、そういうふうな要件が厳しいということだったわけですね。今後のことですが、この支援を予算書で見た何年か前のときに、これはいい支援だ、早く皆さんが受け取って、新しく農業をやりたい方たちに頑張ってほしいというふうに感じたものでしたので、今お一人しかいらっしゃらなかったのを聞き、ちょっとがっかりはしています。やり始める方たちが、みんなが支援を受けられるような方策ですと、もっと応援することができると思うのです。国もハードルを少し下げてくださいればいいなというふうに思いました。

では、次の項目ですが、耕作放棄地または荒廃農地が増加しているというふうに感覚的に思ったり、ちょっと回ってみますとそんなふうに思いますが、耕作放棄地や荒廃農地がどの地区にどのくらいあるかという把握はありますか、その辺をお願いいたします。

○黒田重利議長 金井農業振興課長。

〔金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

耕作放棄地や荒廃農地につきましては、こちらの農地法上の話をさせていただきたいと思うので

すけれども、遊休農地として定義しており、こちらの把握につきましては農業委員会が行う農地利用意向調査と農地パトロールで農業委員、農地利用最適化推進委員が現地確認を行い、区域内で耕作放棄されている農地について、場所やその状況の把握を行っております。農業委員会が毎年9月に行っております農地利用意向調査から、令和5年度の遊休農地の状況について申し上げます。遊休農地につきましては、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと思込まれる農地と、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地がございます。初めの遊休農地につきましては、抜根、整地、区画整理、客土等で再生することにより、通常の耕作が可能と思込まれる荒廃農地と位置づけられています。町内における対象農地につきましては、令和5年度の状況といたしまして、合計筆数が92筆、累計面積は8万2,132平方メートルとなっております。過去の累計面積の推移につきましては、平成29年度は8万498平方メートル、平成30年度は7万9,337平方メートル、令和元年度は8万2,342平方メートル、令和2年度は8万4,263平方メートル、令和3年度は9万4,039平方メートル、令和4年度は9万9,924平方メートルと増加しておりましたが、昨年度は農業法人が新規参入し、一部の遊休農地の解消が図られたという特殊要因により減少が見られました。また、遊休農地の場所につきましては、現在町内の様々な箇所に点在して存在している状況となっております。

以上でございます。

○黒田重利議長 塩井早苗議員。

○12番 塩井早苗議員 昨年だけ新規参入があったのですが、徐々に増えているというのは、それは同じことですね。では、耕作放棄地や荒廃農地に対する対策はどのようなことを現時点ではしているのでしょうか。お願いします。

○黒田重利議長 金井農業振興課長。

〔金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

町が行っております施策、対策等につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員による農地パトロールを毎月実施し、町内及び担当区域の農地の状態を直接見て、荒廃状況などの確認を行っております。農地パトロールにつきましては、実施後毎回日誌をつけ、耕作放棄状況が確認された農地の地番やその状況を農業委員会事務局に報告していただいております。その後、農業委員会事務局から必要な連絡や指導を随時行っております。また、農地パトロールの際に、現に耕作されていない耕作可能な農地を発見した場合には、その所有者などに対して利用の意向調査を実施しております。そのような農地の利用状況の把握や、利用意向の結果を踏まえて、農地中間管理機構への貸付け、農地のあっせんなど、農地の利用調整と有効利用を促進しております。

また、そのほかに地域資源であります農地の適切な保全管理を行う取組といたしまして、多面的機能支払交付金事業がございます。この事業では、町内の農家の方たちが活動団体を組織し、農道

や用排水路等の清掃など、保全管理活動や維持補修を行い、営農活動に支障が出ない農村環境を維持して、耕作放棄地等の発生抑制に寄与しております。令和5年度の実績につきましては、こちらの活動団体は6団体、対象農地の面積は田が1万3,052アール、畑が1,075アールとなっております。活動内容につきましては、団体によって多少異なりますが、組織の会議で区域内の農地の耕作状況などの情報共有や耕作者による話し合いを行い、農地が休耕地になる前に周辺を耕作している構成員に対して、耕作を依頼するなどの農地のあっせんなどをして、耕作放棄地の発生抑制を行っております。また、ほかの団体におきましても、既に遊休農地となっている農地にコスモス、ヒマワリなどの花卉や、かき菜などの野菜を栽培し、地域の景観形成や遊休農地の再利用を行い、耕作地の解消を行っております。

以上でございます。

○黒田重利議長 塩井早苗議員。

○12番 塩井早苗議員 いろんな対策を打ってはいる、打ってはいるけれども、耕作放棄地は数字としては全体として年々増えているわけです。この対策が追いつかないと言ったらいいのでしょうかしら。それで、邑楽町もそういうふうな数字があれですけれども、全国でもやっぱり耕作放棄地が増えている。そして、こういうふうに農業委員や農地利用最適化推進委員たちが一生懸命働いてくれていてもだんだん農業が衰退していってしまう。しかし、ある場所では一生懸命頑張っている人がいれば、収益を上げて農業をそこのところにうんと立派に復活させているところもあるのです。だから、そんなところをちょっと、この間黒田議長に見せていただいた全国農業新聞というのに載っていたのですけれども、とってもすばらしい有機農業をやっている方、若者と言っても新聞には68歳、若いほうだと思うのですけれども、と書いてありました。その方は群馬県甘楽町で遊休農地を引き受けて始めたのだそうです。菜の花プロジェクト in 甘楽というタイトルで始めまして、2013年に設立して菜の花を中心に大豆や小麦、作っている面積はまだ少ないですが、その新聞には約10ヘクタールの農地ということでした。主力商品の菜種油は約3,000本生産し、道の駅甘楽とか、JAファーマーズ、自然食品を扱う店やネット販売をしています。手品ではございません。ちょうど私、去年買ってきたものだったのですけれども、お家で食べていたのが菜種油、この新聞のところをスマホで写真撮らせてもらって、お家で見えていましたら、あっこの菜種油だ、これはおいしい、宣伝になってしまいましたが、このかんらの里菜種油、無農薬、無肥料の自然栽培菜種を使用しているということです。これがとってもおいしかったのですけれども、この農業新聞にも取上げられていまして、家にもあったことを再度改めて。これで作る料理は昔の料理なのです。油みそとか、ナスとキノコを炒めたうどん、そういうのにとっても合うのです。ぜひ皆さんもネットで買えますので、お試してください。これはちょっと紹介だったのですが、有機農法のこの方、納豆製造業者から地元産の原材料が欲しい、そして有機農法で作った大豆が欲しい、またそのほかのところからも小麦が欲しいということで、この製品は有機JAS認証の大豆を求めている納豆業者さんから大変声

がかかっているそうです。今後は米作りにも参加したいということが新聞に書いてありました。

甘楽町ですが、甘楽町は2023年10月にオーガニックビレッジ宣言をしたところです。国が推奨しているみどりの食料システム戦略、これは農業の振興はもちろんですけれども、林業とか漁業の振興も視野に入れたSDGsを目的とした政策であります。環境負荷軽減に向けた取組をこれをさらに強化していこうという政策であります。持続的な食料システムの構築を目指す市町村の取組に対し交付金を下します。資材、エネルギーの調達から生産、流通、消費まで、各段階の取組とイノベーションを後押ししてくれる政策です。特に有機農業に対する目標値を見ますと、2030年までに耕作面積6万3,000ヘクタールに拡大して、これは全国的な数字です、2050年までに耕地面積の25%を有機農法に転換しようと。何と100万ヘクタールが目標です。さらに、現在の農薬の使用量を50%まで削減するという目標値です。国が掲げています、国が音頭を取っています。各自治体の手を挙げたところに対して事業の後押しを今してくれています。今年5月24日時点では、約80の自治体の手を挙げて有機農法の農業のノウハウを得て頑張っています。ここで、町長のお考えをお聞きかせください。オーガニック農業に手を挙げたい、邑楽町も手を挙げたいというような導入について、お気持ちをお聞かせください。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

昨年の定例会第4回でしたか、松村議員のほうからもオーガニック農業に対する導入について同様のお話がありました。そのときに私のほうからお答えしたのですが、導入については様々なハードルが高いという部分は担当課長がお答えしたところなのですが、難しいからといって何も取り組まなければ結局物事はスタートしないので、まずは町内でそういったオーガニックの定義はいろいろあると思いますけれども、一部取り組まれている方々の情報交換ができる場を設けてはということで、昨年度末、今年3月に実際にお集まりいただいて情報交換を行ったところです。その中では、すぐに協議会なり研究会を立ち上げてオーガニックを推進していこうという話にはならなかったようでもありますけれども、意見交換の中では今後も栽培技術等を高めていくために協議の場としてこういうものが有用であろうと、そのような話もされたようでもあります。甘楽町が昨年オーガニックビレッジ宣言をされましたけれども、私もその事業計画書を少し通読しまして、甘楽町については研究会が立ち上がったのがたしか昭和61年から始まったというような記載もございました。地域性も違いますけれども、まずは栽培技術の確立、あるいはそこに関わる農業形態をどのように集めていくかも含めて、相応の時間がかかっていくのだと思います。目標は、最終的には邑楽町もこの高温多湿の非常にオーガニックの栽培が難しい地域であろうかと思いますが、その導入に向けて今後も研究は重ねていきたいと思いますが、まずは実際に取り組まれるのは農業経営者の皆さんですので、その方たちの機運が高められるように今後もそういった協議の場や意見交

換の場を設けながら、情報提供をしていくように努めてまいりたいと、現状ではそのように考えています。

○黒田重利議長 塩井早苗議員。

○12番 塩井早苗議員 先日この話のときに、邑楽町は利根川の下流域、農業用水は渡良瀬川が上から流れてきて、渡良瀬川の水を取水し、そして農業、水田ですけれども、水田の農業を大体営んでいると。そうすると、上のほうで無農薬をやっていないければ、水に農薬が流れてきているので、それは有機栽培はできないのではないかというご意見が出ました。その後フリーズしてしまいました。そうか、できないのかって思って、2日間ぐらい本当に考え込んでしましまして、さてどうしよう。では、先生に聞いてみようと。千葉県いすみ市に農林課有機農業推進班というのがありまして、鮫田晋さんという方が、全国を引っ張っている方です。そして、有機農法を進めて、給食でオーガニック給食を提供しようと全国に広めているその方、ちょうどその農業推進課に電話したら、女性が出たのですけれども、鮫田に代わりますよとおっしゃってくださって、大丈夫なのですからって思ってしまいました。とっても忙しい方なのです。でも、電話先に出てくれました。そうしたら、こういうふうにおっしゃるのです。川の水を取水して使うのなら十分できるのです。例えばその田んぼの入り口のところに、あぜシートって分かりますかって、あぜシート、後で調べます、あぜシートで10メートルぐらいの水をためるところを造るのです。それで、ためてから農地に入れてください。それで十分JAS規格が取れるのだということを鮫田さんが教えてくださいました。そして、一遍に始められるのではないのです。有機栽培は、できるところから始める。この地区全体ではなく、1反でもいいのです。そんな小さいところから、皆さん苦労しながら始めています。それでいてこつこつ、こつこつと始まったのが、甘楽町のこの方も10アールだったですよ。今は10アールではないと思います。3,000本を作成しているという形ですけれども、どんどん増えている方なのだと思います。少しからでも始めて、だんだん増やしていく。いいと思った、おいしいと思った消費者はおいしいものを買います。これは幾らだったか忘れてしまいましたけれども、おいしいものは、これまた買いたいねと言って、ここのところをよく見て記録したりして買物をします。どこにでも売っていると、ネットで買えるのですから、簡単ですよ。有機農法は大変なことも分かりました。

そして、農業の課題もたくさんあります。農家の高齢化、耕作放棄地の増加、TPPや、そのほかの外国との関税の撤廃による競争の激化、価格の不安定、またまた最近は異常気象による収量の低下、こんなものがあります。そういうことを考えると、私たちが何ができるのだろうと考えますと、本当に途方に暮れてしまうほどです。しかし、成功しているところがあるわけです。場所があるので、果敢に行っている市町村があるということです。町民のある方がおっしゃいました。町と農協が後押しして、若い人を中心に農業公団を立ち上げられないか。これは、邑楽町で農業公団を立ち上げられないかということだと思います。群馬県には前橋市とか高崎市とかに農業公団がある

ようですけれども、邑楽町また邑楽郡部ぐらいの話かもしれないですけれども、公団を立ち上げて、若者たちによる農業を後押ししてもらえないのか。それはやっぱり行政が先頭に立ってやっていたかないとならないことなのです。大変な課題ですが、さきの議員の質問で、課長の説明で農業公団や農業公社の説明、農地中間管理事業等の説明をされていたので、そこは割愛させていただきますけれども、成功例を見ていきたいと思います。どんなふうな成功があるのだろうと。

北海道標津町、ここはＩＣＴの営農支援システムを使って大きな農業を行って、農業機械をＩＣＴ化して成功しています。北海道下川町ではブランドの卵です。新潟県阿賀町では、中山間地の支援事業を利用した黒米または紫米という古代米を作って成功しています。これは、ちょうど山あいの農地なので、違う種が混ざらないのでちょうどいいのだそうです。やっぱりその地その地の利用ということです。静岡県富士宮市ではブランド牛乳、これは学校給食にも出されていて、おいしいのだそうです。そのうちに飲みに行きたいなと思っています。岡山県新見市ではワインを作り、ワイナリーで成功しています。どこを取っても官民が地域と一体になって農業振興をやっています。耕作放棄地の解消、販路を確保した６次産業化や有機農業への取組、ブランド農産物の宣伝等、やってみるべきことは山ほどあります。日本各地で農業で生計を立て、地域の活性化に役立てていることは先ほど挙げました地域の例があるとおり、こういうところをととも見習うべきだと思います。そして、町長にお聞きします。最後です。農業を振興するための町長のお考え、振興させるためのお考え、お聞かせいただけますか。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えしたいと思います。

今回の質疑で農業の問題、様々取り上げていただきました。優良農地の減少、農業従事者の確保の問題、農家の所得向上であるとか、耕作放棄地に関する問題など様々ございましたけれども、今邑楽町として独自に農業振興にこれといって取り組んでいる事例はないというのが現状かと思います。先ほど様々な成功例を挙げてくださいましたが、邑楽町も今後もほかの自治体の例に倣いながら、そういった振興策を検討していかなければならないのだろうと思いますけれども、これは町独自だけでできるものではございませんので、もちろん県や、それからＪＡであるとか、様々な関係機関、そして一番大事なのは農業経営体である農家の皆様と今後も意見交換を重ねながら、この邑楽町にとってずっと慣行農業が続いているわけですが、邑楽町のブランドとして現在は邑美人という名前の白菜が一部ブランド化されておりますけれども、それ以外に何が邑楽町に適していて、こういった取組ができるのか、まだまだ今後も研究をしていく、現在はそのような段階なのかなと思っています。町もソフト対策、ハード対策含めまして、農林水産業費は毎年約２億円ほど確保しながら農家の支援に当たっておりますけれども、それだけでは今後も尻すぼみになっていくということは危惧されておりますので、引き続き議員ご指摘の課題に取り組みながら、邑楽町

としての農業はどうあるべきなのか、これは今後も研究検討を重ねていく必要があるのだらうと、現状ではそのように思っています。

○黒田重利議長 塩井早苗議員。

○12番 塩井早苗議員 ありがとうございます。農業農村は、私たちが生きていくのに必要な米や野菜などの生産の場としての役割を果たしています。しかし、それだけではありません。農村で農業が継続して行われることにより、私たちの生活にいろいろな恵みをもたらしています。この恵みを農業農村の多面的機能と呼んでいることは皆さんご存じのわけです。例えば水田は雨水を一時的に貯留して洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生き物を育み、また美しい農村の風景は私たちの心を和ませてくれるなどの大きな役割を果たしています。その恵みは都市のほうにも、都市住民にも国民全体に及んでおります。こうした恵みは、お金で買うことができないものでありまして、農業農村の持つ恵みを、思いを支えていくことが大切です。邑楽町の農業振興を願い、一般質問といたします。ありがとうございます。

◎散会の宣告

○黒田重利議長 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日の会議は以上にとどめ、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定しました。

なお、明日12日は午前10時より会議を開き、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午後 3時53分 散会〕